

第31回 橋の名前も地名の一種

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

地名にはいろいろな種類がある。市町村名や大字などの「居住地名」、それに知床半島や関東平野という「自然地名」に大別することができるが、それらを反映した駅名も地名の仲間に加えられそうだ。東海道や鎌倉街道といった道路名も広義の地名だし、その街道が川を渡る「橋の名前」も地名、ということになる。

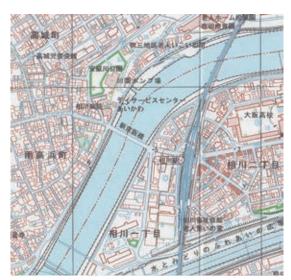
今回は橋の名前について考えてみよう。命名のパターンはいくつかあって、まずは江戸橋や浅草橋のように、特定の地名を冠するもの。江戸橋の場合は江戸の中心部にある橋ということから、江戸期に命名されたものであり、浅草橋は浅草へ通じる道が神田川を渡る橋である。このように地名を採用する橋の中でも、地名の内側にあるものと、外側にあるものが混在している。ちなみに浅草橋という現在の町名より橋の名前が先で、正式に町名

となったのは震災復興事業が終わった後の昭和9年(1934)のことだ。

次に新橋、大橋などのように橋の性格を表わすものがある。東京の新橋は日本で最初に鉄道が開通した際のターミナル駅として命名されたが、機関士からレール、列車ダイヤに至るまで「鉄道システム」をすべて英国からの直輸入に頼った当時の日本政府としては、首都に「ロンドン駅」と名乗る駅がない英国におそらく従って、東京駅ではなく新橋駅と命名したのではないだろうか。ロンドンには当時すでに開業から数十年経ったウォータールー駅(当初はウォータールー橋駅)やロンドンブリッジ駅のように、橋名をターミナル駅に採用した事例があった。ちなみに東京の新橋も、町名になったのは昭和7年(1932)のことである。



備中国(岡山県)と備後国(広島県)にまたがる両国橋と新両国橋 1:25,000地形図「福山東部」平成12年修正



戦前の鉄道会社名を今に伝える新京阪橋 1:10,000地形図「吹田」平成16年修正

東京には江東区に篙橋という橋もある。こちらも現在では橋の名に由来する高橋という町名があるが、大橋などと同様に文字通り「高い橋」であった。『御府内備考』という江戸の官選地誌には「本所深川の橋は洪水の時失せざる為に皆両岸より石を畳みて平地より或は五六尺、或は七八尺も高く架する事普通なれど、その中にても此橋は最も高く掛渡して、橋上は町並みの楼屋の棟にもひとしければ、高橋とも名付けしなるべし」とある。おそらく平屋だろうが、家の屋根ほどに高い橋というのは渡るのも大変そうだ。

人の名前を冠したものとしては、最も有名なのが心斎橋だろう。大阪の旧市街を東西に流れる長堀川に架かっているが、この運河を開削した一人である岡田新三(後に美濃屋新三)が自らの屋敷の前に架けたのがこの橋で、新三の号である心斎にちなむ。佐賀市の善左衛門橋も、宇野善左衛門が私財により架けたことに由来するという。

川はしばしば国や郡、市町村の境界となるが、両岸の異なる地域を結ぶ橋の代表格といえば、東京の隅田川に架かる両国橋であろう。かつてはこの川(荒川の下流部)が下総国と武蔵国の国境であったため、両国を結ぶ橋ということで名付けられたものだ。国境はその後変更されたが橋の名はそのまま残り、それが昭和に入って正式な地名にもなった。総武線の駅名もかつてはウォータールー駅のように両国橋と称したが、昭和6年(1931)に両国と改められている。

しかし両国橋と名乗る橋があるのは東京だけではない。2つの国の境界を流れる川に架かっていればどこでも「両国橋」になり得るので、実際には全国各地に点在している。たとえば神奈川県の湯河原温泉のまん中を流れる

千歳川は相模国と伊豆国の境(神奈川・静岡県境)で、この川に小さな両国橋が架かっているし、川根両国駅のある静岡県の大井川鐵道井川線の車窓からは、駿河国と遠江国の境界に架かる両国橋と両国吊橋の2つを眺めることができる。それから岡山県笠岡市(備中国)と広島県福山市(備後国)の間には、もっと新しい両国橋が入江を跨いでいて、敷地が両国に跨がるJFEスチール西日本製鉄所の工場の間を結んでいる。

一定の方向に数字を付けた橋もあって、東京の麻布には一之橋(一の橋)から五之橋(五の橋)までが古川(渋谷川の下流部)の下流側から順番に架かっていて、バス停や交差点名にもなっている。このような発想の橋は各地にあって、同じく墨田区から江東区にかけて東西に流れる竪川にも、同様に一之橋から五之橋までが架かっており、このうち三之橋を通るのが三ツ目通り、四之橋を通るのが四ツ目通りの名が付いている。

その四ツ目通りを北上すると京成電鉄の押上駅に通じるが、その手前の北十間川に架かるのが京成橋だ。川を西へ少したどれば、とうきょうスカイツリー駅(旧業平橋駅)の南側に東武橋が架かっている。同駅は昭和6年(1931)まで浅草駅を名乗っており、東武のターミナルだったので、橋はその名残だ。

大阪にはかつての鉄道会社を名乗る橋もある。阪急京都線の相川駅西側の安威川に架かる新京阪橋がそれだ。阪急はかつて新京阪鉄道と称しており、84年前の昭和5年(1930)に社名が京阪電気鉄道(後に京阪神急行電鉄→阪急)に変わってからも、現在に至るまで旧社名を名乗っているわけで、なかなか記念碑的な橋梁なのである。

今尾恵介(いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008~09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員

土地家屋調査士

CONTENTS

NO. 693 2014 October 地名散步 今尾 恵介

03 事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるために一 第27回 区分所有登記に参加していますか 愛知県土地家屋調査士会 伊藤 直樹

06 第5回全国一斉不動産表示登記無料相談会開催報告

- 12 平成25~26年度研究所研究中間報告
- 14 地籍問題研究会 第10回定例研究会
- 23 会長レポート
- **25** ADR認定 土地家屋調査士になろう!
- 29
 G空間EXPO2014のお知らせ

 地理空間情報科学で未来をつくる
- 30 もしもこんなことが起こってしまったら?
- 31 ちょうさし俳壇
- 32 ネットワーク50 神奈川会
- 33 「地面のボタンのなぞ」のご活用について
- 33 会務日誌
- 35 国民年金基金から
- 37 セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書の ダウンロードについて
- 39 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 40 お知らせ 特定認証業務の民間認証局への移行に伴う 電子証明書の発行について
- 42 土地家屋調査士新人研修開催公告四国ブロック協議会
- 42 編集後記



^{表紙写真} 「のどかな昼下がり」

第29回写真コンクール銅賞 井上 裕紀●群馬会

事務所運営に必要な知識 一時代にあった資格者であるために一

第27回 区分所有登記に参加していますか

愛知県土地家屋調査士会 伊藤 直樹

安倍内閣が閣議決定した集団的自衛権の記事が衆 目を集める中、この政権が国民の生活に深く関わる 法案をスピーディーに、且つ、例年より多く立法、 改正をすることに成果を挙げていることを土地家屋 調査士の皆さんはご存知でしょうか?

平成26年2月28日の閣議決定を経て、同年6月 18日『マンションの建替えの円滑化等に関する法律 の一部改正』が可決成立し、平成26年12月24日に 施行期日が決まりました。

まず、この法律そのものが、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災の罹災地域マンションの建替え紛争経験に対応するべく、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)の特別法として、平成14年6月に法律第78号として成立し、同年12月18日に施行されました。僅か12年の歴史だということを勘案しながら、土地家屋調査士がどのような形で関与できるか、すべきかを考えてみたいと思います。

日常、私たちの職域は、表示に関する登記業務と 土地測量関連業務の問題がクローズアップされがち ですが、国民の権利の客体の一つである区分建物の 表示に関する登記も、全国で相当の業務を依頼いた だいています。

平成25年の法務省の登記事件数の統計をみると、全登記事件数、14,527,670件の内、不動産の表示に関する登記件数24.7%、個数にして5.9%。建物の表示に関する登記総件数は1,208,670件、総個数1,352,153個であり、区分建物の表題登記が131,637件131,637個、敷地権の表示・抹消・変更更正登記が101,438件179,770個。合計で233,075件311,407個の事件数データが存在します。

つまり、登記業務の内、区分建物の分野で土地家 屋調査士は、件数で19%、個数で23%の業務が現 実にあります。全ての土地家屋調査士の年間収入の 少なくとも8~10%相当、金額にして約20億相当の報酬を得ている計算ができます。

区分建物の表示に関する登記に関しては、私たちの職域であって、土地家屋調査士こそがこの業務に関して唯一の専門家であり続けなければなりませんし、自信を持った資格者代理人として存在すべきです。

ここで少し、本法案に関係する他の資格団体の存在を確認してみます。「マンション管理士」です。円滑化法と同じくして平成13年8月にマンション管理適正化法が施行され、同年12月には第1回マンション管理士国家試験が実施されています。ちなみに昨年の受験者は17,700人出願、15,383人が試験会場へ出向き、1,265人合格(8.2%)。全国の登録資格者数は、平成26年3月末で21,711人います。

この試験実施団体は、国土交通大臣指定の公益財団法人マンション管理センター内マンション管理適正化推進センターであり、今後のマンション共同自治のランニングフォロー、そして、今回の建替法案が、このマンション管理士業界の注視の的でした。

一方で、土地家屋調査士業界への受験者は6,017 人出願4,700人受験で412名合格(8.7%)でした。

日本人の共同自治は、少数の反対者の存在によって思うようなかじ取りはできない場合が多く見受けられます。昭和37年の区分所有法以来、平成26年で52年経過した『マンション』を対象とするこの不安定に見える区分所有権は、一定の決議要件を充足し、建替組合を自ら組成して、その意思で、再び難解な都市再開発法に準拠した権利変換計画を定め、従前の共有状態から新たな共有へと再度移行していくことを期待するものですが、このままでは次の震災までに何も変わってはいかないだろうと推測しておりました。

今回の法改正は、建替え決議要件の緩和よりも、 実は条文中、後段で登場する耐震性不足の設定を受 けることとなる昭和56年6月以前の建築確認申請の日付にて建築されたマンションを、次なる都市型大震災前に何割清算させ、元気あるマンションディベロッパーに更地として買い受けさせられるかに焦点が絞られています。

清算とは、耐震改修促進法に拠り、除却が必要であると認定された老朽化マンションを、資金力のあるディベロッパーに跡地の容積率制限を緩和するというインセンティブまで付けて売却させることであり、この改正は、今後の区分所有はスクラップアンドビルドにて繰り返していくと目論んでいるのです。さらに私が特に注目したいのは、この清算により、次に新築する建物は区分所有でなくても良いということです。

従来も区分所有法は、区分所有者の5分の4の同意があれば建て替えを認めてきましたが、共同所有権者間の意見調整には、立法が想定する以上の時間とエネルギーがかかってしまいます。建物の解体や跡地売却へ出口戦略を求めようとすると、民法の大原則に戻り、区分所有者全員の同意が必要となり、現場においては、とても平等な清算ができる状況にないことは、皆さんにもご理解いただけることでしょう。

建替えの合意が整い、建替組合によって権利変換 計画まで定めることができたとしても、幅広い年齢 層の個人の区分所有者の各々の意向は、本人、更に は、相続による承継の都度、再建築の権利床をもら うよりも、換金を希望する意思に傾くことが、まま 出てきます。その都度、建替組合なる再築マンショ ンの施行者に照会がかけられ、計画の変更を繰り 返していくという構成になっており、これを何十 人、何百人のマンションの各所有者の自由な発言を ベースとした「建替え」方式とするなら、今回創設さ れた一括売却「清算 | 方式は、各持分に応じて分配金 を手に入れることが先行します。一般的に検討され る等価交換マンションの全部譲渡方式で、一度ディ ベロッパーが竣工させたマンションの敷地権付部屋 を、分配金を元手に買い戻すことで、該当地の建替 え需要層は十分納得していただくこともできるで しょう。

以上、検証してきた通り、現実の権利関係調整の 声を上手に吸い上げた改正であると、私は高く評価 しています。

参考までに、興味のある方は東京都都市整備局の ホームページをのぞいてください。

平成15年から平成25年、この11年間で旧法による建替事業認可は、平成26年3月末の発表によると37ケース(37件中、多くは昭和30年代新築のスラム化する直前のRC造です。)。年間に都内で2か所から5か所にて建替組合が移行マンションを再建してきました。がその内でも、平成15年の東京都世田谷区桜新町グリーンハイツでは、単独所有者にとりまとめ、個人施行にて、且つ、マンションによくみられる敷地との既存不適格状況を解消させるべく、隣地施行敷地を取り込むことに成功した事例は稀なものなのです。

要するに、現行法に準じた建替えは進んでいない のが現状なのです。

今一度、今春の閣議決定の前文を読み返してみましょう。「我が国のマンションのストック総数は590万戸あり、そのうち、旧耐震基準により建設されたものが約106万戸存在し、それらの多くは耐震性不足である…(中略)建替えはこれまで183件、約14,000戸の実施にとどまっており、巨大地震発生に備えるため…多数決によりマンション及びその敷地を売却することを可能とする制度を今後創設する…必要がある。」

私たちが区分建物表題登記業務を行う際、受任するマンションは単純に一棟の建物に一敷地のパターンもあれば、同じ敷地上に公共建物や駐車場棟、そして分譲共同住宅棟が存する開発型の団地登記もあり、その都度、土地家屋調査士として、規約敷地、共用部分対象の建物の特定や、登記全般に関する専門ノウハウを、企画段階から参画させていただき発言する機会があります。

建築着工前の段階から、該当マンションが50年後、70年後にどのように権利変換建替されるのか、それとも今回の一括売却方式で清算されて終了するとみるのか。原則、前段の建替を前提とした登記申請を行うべきと考えますが、専門職能として、様々な視点で提言していくべきです。

今後、皆さんが区分建物の表示に関する登記に関

与する機会があることを前提とすれば、全容をマスターしておく必要があります。土地家屋調査士職能が代理人として受任する限り、アドバイザー的関与ができることも社会からの有用性であり、必要性であります。マンション登記のことなら土地家屋調査

士のアドバイスなくして事業計画は成立しないとい う、積極的関与が必要です。

さて、次回では、私自身が体験している区分所有 建物登記の問題点を、まとめてご紹介させていただ きます。



基礎工事時には規約完成



共同住宅以外の区分ビルも…

第5回全国一斉不動産表示登記無料相談会開催報告

全国一斉不動産表示登記無料相談会は、平成22年度に土地家屋調査士制度制定60周年・表示登記制度創設50年の記念事業を契機として、各土地家屋調査士会主催により開催されました。平成23年度に「土地家屋調査士の日」が制定されたことを受け、平成25年度からは「土地家屋調査士の日」の7月31日を中心に実施されております。

「土地家屋調査士の日」制定の趣旨は、土地家屋調査士制度が誕生した土地家屋調査士法制定公布(昭和25年)の日である7月31日を記念日とすることにより、土地家屋調査士会員の各々がその社会的使命を再認識するとともに、市民の皆様への制度の役割をPRする機会とするためのものです。

連合会では同相談会を毎年継続して全国一斉に開催することによって、市民に対する社会貢献はもとより、 筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRの連携及び登記所備付地図整備の促進等、不動産登記制度の重要性 について、広く効果的な周知を図ることができると考えております。

日本土地家屋調査士会連合会広報部

関東ブロック協議会

広報員 羽鳥光明(東京会)

7月31日(木)、「土地家屋調査 士の日」に全国一斉不動産表示登 記無料相談会が開催されました。 関東ブロック協議会の中から、神 奈川県土地家屋調査士会の取組み を取材してまいりました。新都 市プラザ(JR横浜駅そごう百貨店 B2階正面入口前)の多くの方が行 き交う場所での開催となっており ました。

当日の模様は、ラジオFMヨコハマの13時15分から、穂積ユタカ(ホズミン)レポーターによる生放送の現場実況が行われました。神奈川会からは、制度対策特別委

員会副委員長の山口宏幸会員、同委員会委員の田中明子会員が出演して花を添えていました。また、FMローカル局4局で事前告知の案内も放送(番組には制度対策特別委員会花上康一委員長始め委員の方が生出演)された、とのことでした。

この無料相談会ですが、例年は会館で実施していたところ、相談件数の伸び悩みに、「我々が人のいる場所へ出て行こう。」との発想で横浜駅の現在の場所に一昨年から取り組み始めたとのことでした。相談ブースが5か所で相談件数が51件ほどとのことですので大盛況です。(中川裕久広報部長報告)



関東ブロック

「会館での相談件数から比較して飛躍的に件数が伸び、制度広報活動の手ごたえを感じている。」とのことでした。

もしかしたら、ここ横浜駅を行き交う方の中にも地方に不動産を 所有していても管理が行き届かな いことによる境界トラブルの相談 事を抱えている方がいるのではな いでしょうか。

来年はぜひとも、

「横浜駅に集結。全国から土地家屋調査士が、『土地家屋調査士の日』のイベントに神奈川会の会員の元に集結。各会自慢のキャラクター、昇り旗、グッズを多数持参。横浜にいながら全国津々浦々の境界トラブルの相談に応じます。」と、全国広報担当の皆様も横浜の地に参集して盛り上げていただくのも効果的なのでは。

近畿ブロック協議会

広報部次長 金子正俊(大阪会)

日本土地家屋調査士会連合会(以下「連合会」という。)が推進する、「全国一斉不動産登記表示登記無料相談会」(以下「無料相談会」という。)について、近畿ブロック協議会を構成する各土地家屋調査士会では、その要請の趣旨を踏まえて下記のとおり実施しました。以下、その結果をご報告します。

開催日・開催場所

近畿ブロックの各土地家屋調査 士会では下記のとおり無料相談会 を実施しました。

大阪会:7月31日

大阪土地家屋調査士会館

京都会:7月19日

京都土地家屋調査士会館· 舞鶴市中総合会館

兵庫会:7月31日

兵庫県土地家屋調査士会館

奈良会:7月31日

奈良県土地家屋調査士会館

滋賀会:7月31日

滋賀県土地家屋調査士会館(司調会館)・

滋賀県立文化産業交流会館

和歌山会:7月31日

和歌山県土地家屋調査士会館

相談件数

近畿ブロックの各土地家屋調査



【相談風景:奈良会】京田会員・河野会員

士会の相談件数は下記のとおりです。

大阪会:土地関係4件 建物関 係0件 その他0件

京都会:土地関係13件 建物 関係2件 その他1件

兵庫 会:土地関係4件 建物関

奈 良 会:土地関係0件 建物関

滋 賀 会:土地関係3件 建物関

係1件 その他0件

係0件 その他0件

係1件 その他0件

和歌山会:土地関係0件 建物関

係0件 その他1件

外部広報の方法

近畿ブロックの各土地家屋調査 士会が行った外部広報の方法は下 記のとおりです。

【連合会作製のポスター掲示】

・土地家屋調査会館・会ホームページ・法務局・郵便局窓口・市区町村 【メディアを使った広報】

- ・新聞等に掲載
- ・NHK 地元放送局への依頼 【その他】
- ・チラシの配布

法務局との連携

京都会及び奈良会では、事前に 各法務局と打合せを行い、相談の ために来庁された方に土地家屋調 査士会で無料相談会を開催してい ると説明するなどの振分け等に、



奈良地方法務局掲示板

連携協力をしていただきました。

取材者感想

本無料相談会は、平成23年の連合会第68回定時総会において制定された土地家屋調査士の日を契機として、全国的に統一して動くことによって土地家屋調査士及び同制度の知名度を向上させることを目的としています。

無料相談については、各土地家 屋調査士会において定期的に行っ たり、他資格者団体と合同で行っ たりしていますので、当日の相談 件数の多少は気にする必要はない と思っています。

7月31日を「もっと土地家屋調査士を身近に感じていただく日」だとすれば、連合会、各ブロック協議会、各土地家屋調査会及び各会員が、どう連携していくのかを自分のこととして捉え、考えていかなければならないと感じました。

さて、今回は奈良会を取材させ ていただきました。相談予定者の 急なキャンセルがあり、その時間 を利用して、広報活動について意 見交換させていただくこともでき ました。ありがとうございます。

また、近畿ブロック協議会の各 土地家屋調査士会へは、無料相談 会についてのアンケートにご協力 をいただきましたことに深く感謝 申し上げます。

中部ブロック協議会

広報部理事 上杉和子(三重会)

7月31日(木)土地家屋調査士の 日に、名古屋法務局本局特設会場 で行われた愛知会主催の相談会を 取材しました。昨年は愛知県土地 家屋調査士会館、今年は会場を変 えての開催ということです。朝からジリジリと肌に突き刺す陽射しに、加減を知らない蝉の大合唱、頭痛を覚える暑さに用事がなければ外出は控えるそんな一日の始まりでしたが、相談場所である合同庁舎2階の大会議室は、パーテーションを用い、落ち着きある相談ブースが3か所用意され、相談員4人の万全の態勢で臨まれていました。

愛知会では、会館において毎週水曜日に無料相談会が開かれており、平成25年度の来館相談数107件、電話相談を含めると相談数は363件に及び、日頃から多くの市民に相談先の周知ができているようです。

この度の相談会開催の事前広報は、土地家屋調査士会会館と会場のポスターの掲示で対応されました。合同庁舎ということでポスター掲示場所に制約があり、また、当日の案内板も1階合同スペースに設置するには事前手続が必要など、十分には行えない状況であったようです。

相談者は2名でした。所用で庁舎に立寄り相談会を知った方と、当日、土地家屋調査士会館に来館し案内を受けた方でした。内容は、財産分与に伴う不動産登記手続と隣地測量に絡む土地境界に関するものでした。



名古屋法務局本局



愛知会 相談会特設会場入口

愛知会は、会館で通年実施している無料相談会以外にも、10月には士業合同相談会、各支部主催の相談会等、多々取り組まれ、成果を上げられているところです。今回の特設会場での相談会開催の周知は十分であったとはいえない反省から、次年度は、全国の土地家屋調査士会が一斉に開催する同相談会に対しても、広報活動を積極的に行う予定との報告を後日いただきました。

中国ブロック協議会

広報員 渡邉徳和(鳥取会)

鳥取県では、第5回全国一斉不動産表示登記無料相談会を平成26年8月24日(日)に、東部地区、中部地区、西部地区にそれぞれ会場を設け、合計3か所で開催しました。事前の広報活動としては、地元各自治体の広報誌及び地元の新聞社発行の情報誌への開催要項掲載、チラシとポスターの配布、鳥取県土地家屋調査士会のホームページへ案内の掲載等を行いました。また、当日受付だけではなく事前予約の受付もありました。

今回取材させていただいた中部 地区は、倉吉市の鳥取県立倉吉体 育文化会館を会場として行われ、 中部支部の会員5名が常駐する体 制で対応しました。あいにく、朝 から雨で、相談に来られる予定 だったのを取りやめた方もいらっ しゃったかもしれませんが、午前 中2組、午後から2組の相談者が お見えになりました。

相談内容としましては必ずしも 土地家屋調査士業務に直結するも のばかりではありませんでした が、困っているがどこに行って相 談したらいいか分からない相談者 (土地家屋調査士業務以外の内容) もおられ、どこへ行けばよいのか をアドバイスするというインフォ メーションの役割を果たすことも 重要な相談であると感じました。

そして、ほとんどの相談者が1時間近く時間を費やし、全員が納得して帰られているように見えました。また、相談者の方が帰られる際には、アンケートへの協力をお願いし、今後の無料相談会開催をより良いものにしていく為の解として役立てております。無料相談会は相談者が、ここに相談に来てよかったと納得して帰っるる土地家屋の違いなく、土地家屋調査士





の活動を地域に継続して発信して いくことが出来るイベントという 意味でも重要だと感じました。

九州ブロック協議会

広報員 福﨑秀一(鹿児島会)

全国一斉不動産表示登記無料相 談会が行われましたが、九州ブロック協議会からは鹿児島県土地家屋 調査士会の様子を取材しました。

鹿児島会は一昨年度から、7月31日の「土地家屋調査士の日」に会員研修会と記念講演会を同時に開催しているため、無料相談会は前日の7月30日に行ったとのことです。午前10時から午後4時まで、主に電話による相談を中心に応じていました。

今回は電話による相談だけでありましたが、会としては日頃から、 事務局職員が窓口となり質問や相談の問合せなどを受け、その都度 担当者が対応するシステムをとっています。

今回の無料相談会を特別な対応 としてではなく、通常業務の一環 として取り上げているのが特徴で す。最近の相談事例を聞いてみま すと、土地所有者ご自身の土地の 権利証はあるが場所がよく分から



鹿児島会

ないため明確な境界が分からない。なかには、場所さえも全く分からないのだがどのようにすればいいのか。などです。

長年放置され管理されていない 山林、田、畑などの関するお問合 せが多くなってきている傾向にあ るようです。

他には過疎地域の空き家の問題が最近問題となってきているとのことです。人口の高齢化に伴い住居の移転等で放置された土地、家屋などの取扱いが、今後、社会問題となっていくであろうことがまめます。隣接する空きなが、大きないるが、大きないの所有者は分かっているが、相続が発生したために連絡先が分からずに、役所に行って問合せでも個人情報の観点から知ることができるはたっての問合せがあります。

全てのご質問にお答えしたいところではありますが、土地家屋調査士資格者として助言、回答できることにはしっかりとお答えして、国民の皆様の権利の明確化に寄与できるように、相談会で対応されているとのことでした。

東北ブロック協議会

広報員 鈴木義雄(福島会)

7月27日(日)、東日本大震災と 東京電力福島第一原子力発電所事 故の被災地である、わが福島会は 県内6か所で相談会を開催。その うちの相馬市と福島市の2か所を 取材することにしました。

事前の広報活動はホームページへの掲載、公共機関等へのポスター掲示、地元新聞2紙への広告掲載(1紙にはTV欄に7月21日から27日まで連日掲載)などが行わ

れました。

午前中は相馬市の相談会場である「福島地方法務局相馬支局」を訪ねました。相双支部の佐藤裕行支部長以下2名と法務局から1名の体制です。相双支部は相馬、双葉地方を主要な業務区域としており、あの東京電力福島第一原子力発電所が立地する双葉町、大熊町も含まれます。当然多くの住民が避難を余儀なくされている所です。支部の会員も32名中8名が避難等により業務が再開できない状況にあり、支部としても大きな困難を抱えています。

当日は相馬地方に夏本番を告げる「相馬野馬追」というこの地方最大の夏祭り(7月26日~28日)と日程が重なっており、当初から相談会開催に疑問の声もあったそうです。結果的にはそんな危惧を吹き飛ばす5件の相談があり、開催した意義は大きかったと思われます。

午後からは福島市へ移動し、相談会場である「コラッセふくしま」へ向かいました。本会の橋本豊彦副会長以下2名と法務局から2名の体制です。福島支部は県庁所在地である福島市を中心とした県北地方が主要な業務区域です。双葉地域からの避難者を受け入れている反面、放射線量の高い地域があり子供を持つ家庭などが相当数、県外に避難しているという現実も



相馬支局



福島相談風景

あります。

会場の「コラッセふくしま」は、福島駅西口の複合施設で観光物産館などの公共施設やレストランなどが入っており、この日も多くの市民が利用していました。相談件数は7件であり、県内6か所のなかで一番の相談件数となりました。

他の相談件数は、郡山市4件、 いわき市1件、会津若松市と白河 市は残念ながら有りませんでし た。福島県内の総件数は17件(土 地関係14件、建物関係3件)とな りました。

被災地であるという状況を考えると相談件数が増えてもよさそうなものですが単純にそうはいかないのが現実です。ふるさとを離れ避難せざるを得なかった被災者にとって、隣地との土地境界問題が緊急の課題とはならないのです。

放射能汚染という特別の事情を 抱える福島県において、我々土地 家屋調査士は被災者のため、ふる さと復興のために何ができるの か。簡単に結論は出ませんが、は きりしていることは日々の業務を 誠実にこなし続けることであり、 今回の無料法律相談会などに地道 に取り組むことだと思います。さ まざまな想いと土地家屋調査士の 未来を考える一日となりました。

北海道ブロック協議会

広報部長 佐藤彰宣(札幌会)

平成26年7月31日(木)の土地 家屋調査士の日に、函館会は函館 土地家屋調査士会館において全国 一斉不動産表示登記無料相談会を 開催いたしました。相談者数は、 午前の部1人、午後の部3人の合 計4人ということでした。事前告 知の方法として、法務局や市役所 にポスターを貼ってもらったり、 地元紙の北海道新聞で告知したり されたとのことであります。相談 内容としましては、①亡父の土地 の境界が不明のためどうしたら良 いか、②土地合筆登記の本人申請 の方法、③土地の所有権移転(生 前贈与)、④建物滅失登記につい て、相続人の1人から申請できる かといったものでありました。③ については、土地家屋調査士の業 務外でありましたが、他の相談 に関しては業務内の相談であり、 我々の業務内容を理解していただ けているのかな?ということであ りました。

平成26年8月2日(土)に、札幌会は「アリオ札幌」という商業施設において全国一斉不動産表示登記無料相談会を開催いたしました。相談者は5名ということでした。会場が大きな商業施設ということもあり、多くのお客さんが通るこ





函館会 小田常任理事

とから、札幌会では今回、「札幌 土地家屋調査士会」「土地・建物登 記相談会」といった、のぼりを作 成し、また「地面のボタンのなぞ」 のDVDを放映し、通る皆さんに ポケットティッシュ、パンフレッ ト、ボールペン等を手渡しながら 土地家屋調査士制度のPRも行っ ていました。

無料相談会なので多くの相談者に来場いただけるのが良いとは思いますが、無料相談会を上手に利用して制度のPRをすることの大切さを改めて感じた1日でした。

今回、ご協力いただきました皆様、本当にありがとうございました。

四国ブロック協議会

広報員 田邊満夫(高知会)

平成26年8月3日(日) 10時~ 16時まで、高知県土地家屋調査 士会館において、高知会による第 5回全国一斉不動産表示登記無料 相談会が開催されました。

四国ブロック内の無料相談の日は、徳島会が7月23日(水)、香川会と愛媛会が土地家屋調査士の日である7月31日(木)、高知会が8月3日(日)であり、私が取材できるのが唯一の日曜日である高知会(地元)でした。

当日の朝は、折しも全国的に報

道もされた、台風12号の影響に より前日から猛烈な雨が降り続 き、高知県では所により降り始め からの雨量が900ミリメートルを 超え、高知市内全域の16万2088 世帯、33万7508人に避難勧告が 出された頃で、本当に無料相談会 が開催できるのかと思いながら家 を出ました。向かう道中で水没し た車を即発見、この時点で取材だ けなら断念するところ、相談員を 迎えに行く予定となっていた当 方、その方の自宅へと向かいまし たが、道がことごとく水没してい たことにより断念、本当に大丈夫 かと不安に思いながら会館へ向か う途中、食料が心配になり、差し 入れ(非常食用を兼ね)にコンビニ のおにぎりをあるだけ買い、9時 半頃会館に到着、すでに何名かは 電話による予約のキャンセル応対 に大変な様子でありました。

高知会の当日スタッフは、相談委員10名、内2名は高知地方法務局からの応援、その他に駐車場係と案内係として広報部員2名、受付嬢として事務局1名の総勢13名で対応する予定でしたが、豪雨による冠水により2名が欠席、結果11名で相談会は開催されることになりました。

通常の相談会からするとスタッフが多いと感じられると思いますが、高知会では今回の相談会に際

8月3日無料相談

して、昨年相談者が少なかったこ とから、この相談会を年に一度の 一大広報行事として、昨年同様の 法務局等関係各所及び市内店舗等 にポスターの掲示並びに新聞やテ レビ等での告知に加え、今年は確 かな広報と相談者の倍増を願い、 地元新聞に折込み広告を試み、そ れに伴った人員として高知支部 (会館での相談)のほか他支部の会 員事務所にも協力していただき、 通常より多い相談員数をお願いし たようです。当初は随分と予算を 心配していたようですが、連合会 から会員数が150名未満の会に対 して、「研修及び広報等に執行さ れることを想定した(平成26年度 における各土地家屋調査士会の財 政状況に応じた事業助成) 助成金 | の構えがあるとの情報に接し、こ こは渡りに船と即断し、高知県下 の約18万5千強に折込広告を配 布しました。予想以上に反響は 大きく、会館での相談ブースに は24組の予約が入り、高知支部 以外も含めると全50組強の予約 が入っていたのですが、結果とし

こ ては当日の相談数は会館で11組、 の 他支部の相談件数も半減した模様 の でした。しかし、広報としての目 的は達成でき、助成金も有効に使 われたのではないかと思います。 昼には豪雨も収まり予定どおり 弁当も配達され、相談者及びス タッフ共に大きな事故も無く相談 会は終了し、当日キャンセルの相 談者については、別日程にて相談 会を行う予定だそうです。

> 高知会では、7月11日・12日 に四国ブロック協議会の総会が予 定されていましたが台風8号によ り延期、その延期された日程が 8月1日・2日(相談会の前日)で、 台風12号による豪雨下での総会 となり、ブロック構成員からは谷 相会長の日頃の行いを疑われたよ うであるが総会は無事終了いたし ました。その翌日、豪雨の続く中 での相談会、そして土地家屋調査 士会には直接関係ありませんが、 8月10日には台風11号が高知直 撃により「よさこい祭り前夜祭」の 中止、本祭も危なかったが祭りは 予定どおり開催され、高知会では 会員から被害報告も受けていない ようですが、報道では立て続けの 台風襲来に日本列島で多くの被害 を耳にいたします。会員様で被害 に遭われました方にはお見舞い申 し上げます。



オリコミ広告高知用(7月17日版)

平成25~26年度 研究所研究中間報告

研究テーマ

東日本大震災の次世代への継承に関する研究

担 当 芦澤 武(研究所理事) 会員研究員 渡部 宏(福島会)、坂本 隆一(熊本会)

平成23年3月11日に起きた「東日本大震災」の未曾有の経験を中長期的展望に立ち、次世代に繋ぐ新たな不動産表示登記制度の研究として、土地家屋調査士制度の現状及び将来において実務に活きるものとして研究を行っている。

被災会や連合会等でも東日本大震災に対する総括・整理についての記録は発刊されていたり、作成中であるが、研究所では独自の切り口をもって研究員がそれぞれ考察を加えており、今後、これらについて総合的に取りまとめて最終的な報告とする予定である。

(坂本研究員提供)

東日本大震災から3年半が経ち、宮城県の主力地 方紙である河北新報でも東京電力福島第一原子力発 電所に関する記事以外は、滅多に震災関係の記事を 目にすることが無くなってきました。そんな状況の 中、私が研究所研究員として与えられた研究テーマ は、「東日本大震災の次世代への継承に関する研究」 というものでした。研究の切り口を模索しておりま したが、この未曾有の大震災で明らかになった登記 行政の実情について研究することで、次世代へ継承 すべき何かが見つかるのではないかと考え、取り組 むことにしました。

第1部で、大震災後に地元の会員の方々やボランティアの会員の方々が直面し、問題となったことがいろいろ取り上げられます。地盤の大きなズレに対する筆界の復元や修正の問題、大量の建物の滅失調査における建物の特定の困難さ、未登記建物や滅失登記未了建物の多さ、東京電力の損害賠償に絡む建物の表題登記の問題など、私たち土地家屋調査士に直接関わってくる問題があることがわかります。

その中で、仙台市緑が丘などに見る筆界のズレや 屈曲を復元・修正するために、精度の高い地図が整備される必要性は、今回の大震災でも強く感じられ たものですが、この点については多くの方が携わら れいろいろなところで取り上げられていますので、 ここでは触れません。

ここでは、次の二つのテーマを中心に研究をしています。一つは表示登記の登記義務についての考察で、もう一つは不動産登記法第14条に規定されて

いる建物所在図についての考察です。

1. 表示登記の登記義務を考える

先の「阪神・淡路大震災」のときに兵庫会の報告書でも指摘されたことですが、今回の大震災でも法務省の職権滅失登記調査で未登記建物や滅失登記未了建物が多く見られて建物の特定が大変だったことや、福島第一原子力発電所の事故後、東京電力が表題登記がされた建物についてのみ賠償すると発表し、非難されたことなど、かなり多くの建物が未登記のままで放置されているという問題が明らかになりました。

東京電力の補償の件については、その後例外として未登記家屋でも賠償の対象となりましたが、実際の取扱いでは、工事請負契約書と領収書を要求するなど難しい条件をクリアするよう要求をしています。もし登記をしていれば不利益を被ることがなかったにもかかわらず、未だに建物を建てても融資を受けないときには、未登記のままでいる現状を考え、登記義務が課せられた登記をどのようにすべきか、不動産登記法だけではなく、家屋台帳法や地方税法を併せて検討し、できれば一つの案を出してみたいと思います。

2. 建物所在図を考える

建物滅失調査の際に建物の特定が困難を極めたも う一つの原因は、あるべき建物所在図が法務局に備 え付けられていないということです。昭和35年に不動産登記法の一部を改正する等の法律案(登記簿と台帳の一元化に関する法案)が成立し、それまでは法務省令で規定されていた地図の備え付けについて、新たに旧不動産登記法の第17条で地図と建物所在図を法務局に備え付けられることになりました。そのときの法務委員会で、当時の民事局長は、一元化が終わった登記所から順次地図と建物所在図を備え付けたい旨の答弁していますが、その後の地図の備え付けは都市部では余り進んでおらず、建物所在図に至ってはほとんど備え付けられていない状態です。多分このままなら、建物所在図は何十年経っても備え付けられることはないでしょう。

ところで、平成20年に地理空間情報活用推進基本法(通称NSDI法)が施行され、第一次の地理空間情報活用推進基本計画に基づき、インターネットで全国の基盤地図情報が無料で閲覧できるようになりました。また、平成24年に閣議決定された第二次の地理空間情報活用推進基本計画では、法務省は都市部の不動産登記法第14条地図整備と筆界特定を推進することになりましたので、法務省も不動産登記法第14条地図を地理空間情報として捉えていることがわかります。

この基盤地図情報の要素の一つに建物の外周線が含まれていて、都市計画区域では縮尺レベル2500 (1 / 2500の地図相当)で表示されますので、地理空間情報として建物所在図を捉えられないかということについて研究をしています。

(渡部研究員提供)

東日本大震災が発生し、私たちが住んでいる福島 県には、大地震、大津波、そして、今も続く、東京 電力福島第一原子力発電所の事故と、今も被害を受 け続けております。

地震が発生し、原発が爆発するという中、地震、 津波、原発から逃れるため、県内を初め、日本各地 に避難し、多くの方が地元を離れ、いまだに安住の 地を求めている状態であります。

その中で、地震発生1、2か月後に、損害保険会社からの被害の実態調査が希望者に発注されました。

その後、津波や地震による多くの建物が被害に あったため、法務局で建物の職権滅失作業を行うこ ととなりました。法務局での実地調査は不可能のため、土地家屋調査士協会へ調査が発注され、大規模な滅失調査を行いました。

いわきを中心とした浜通り地方では多くの建物が 津波や地震により被害を受けたために、数万棟の調 査になり、多くの土地家屋調査士が参加しました。

多くの調査を行うために、コンピュータを駆使して、効率的な作業が行われたとの話を聞き、今後の 業務において活用していけるだろうとのことです。

作業の中では、法律上、存在していなければなら ない建物所在図が存在していないため、調査が大幅 に遅れたとの声もありました。

原発からの放射線被害を解消するため、除染作業 も行われており、敷地の平面図を作成し、そこにあ る建物やコンクリート、芝生などの面積の測量も行 われています。

今後の生活の不安を解消するため、土地家屋調査 士会や公共嘱託登記土地家屋調査士協会として、各 避難箇所への無料相談会の開催や、被災地区へのボ ランティア作業も行われました。

また基準点、境界点の移動についても調査を行いましたが、同地域でも複雑な移動をしていることがわかりました。この調査から今後基準点の管理、境界点の復元はどのような方法で行えるのかについて研究しています。不動産登記法第14条地図の整備が行われている地区と、整備の行われていない地区では復元方法も異なります。不動産登記法第14条地図整備が今後必要となります。不動産登記法第14条地図整備が今後必要となります。不動産登記法第14条地図データは法務省フォーマットが他ソフトとの互換性が無かったことから、地図の活用に遅れたこともありました。それらを踏まえ問題点をまとめ、現在研究を進めています。

地籍問題研究会

第10回定例研究会

日 時:平成26年7月19日(土) 13:00~17:10

場 所:獨協大学 天野貞祐記念館 A207 教室(埼玉県草加市)

テーマ:地籍及びその周辺問題

協力:埼玉土地家屋調査士会、日本土地家屋調査士会連合会

担当幹事の小栁春一郎氏の主催者挨拶に続き、ご来賓の獨協大学法学部長山田恒久氏から、「今年は本学開学50周年にあたり記念行事をいくつか開催しているこの折に、錚々たる各界の研究者の方々、



獨協大学

実務家の方々の協力のもとで、数々の成果業績を上げられている地籍問題研究会の定例研究会を開催していただき、たいへん光栄に存じます。地籍の問題は土地法制の根幹に関わる重要な問題であると認識しています。本日の研究会がその目的を達成され実りあるものとなることを祈念します。」と歓迎のご挨拶がありました。前半の司会は鮫島信之幹事、後半の司会は鎌野邦樹副代表幹事が務められました。

■基調講演

「一般社団法人 長生郡市地籍調査協会の取り組み 地籍調査における測量士と土地家屋調査士の役割」

講演者 石塚 修氏

(一般社団法人長生郡市地籍調査協会理事長、 測量士、土地家屋調査士)

But he could be could

石塚修氏(一般社団法人長生郡市地籍調査協会理事長)

- 1 一般社団法人 長生郡市地籍調査協会の概要
- 2 地籍調査早期完成のポイント

- 3 測量士と土地家屋調査士の役割
- 4 今後の課題と国への要望
- 5 千葉県地籍調査推進委員会の活動経緯

第6次国土調査法が改正され、国土交通省令で定める要件に該当する法人に対して一括した地籍調査の実施を委託することができる第10条(国土調査の実施の委託)第2項が新たに制定されました。長生郡市地籍調査協会は、まさにその先駆けとして平成23年4月1日設立され、測量会社と土地家屋調査士事務所による共同企業体であり、公益的団体としての体質を有し、全行程(A~H工程)を包括的に受託できる法人として地籍調査の推進に取り組まれてきました。上記5項目を詳細に紹介され、業界への提言として、地籍調査の遅れは測量士と土地家屋調査士の責任でもあり、地図整備を円滑に進めていくためには、お互いの制度、得意分野を尊重し、連携していくことが必要であると結ばれました。

■会員からの研究報告

報告1

「地籍整備事業推進調査費補助金の民間直接交付の制度 ー補助金応募申請から19条5項指定までの実例報告ー」

報告者 瀬口潤二氏(山口県土地家屋調査士会)



瀬口潤二氏(山口県土地家屋調査士会)

はじめに…表示の登記に係る調査・測量の沿革

- 1 調査費の対象事業の概要
- 2 応募申請から補助金額の決定までの作業
- 3 実績報告から補助金請求までの作業
- 4 各省連携と民間活用による平成地籍整備と土 地家屋調査士制度への影響

国土交通省では、地方公共団体や民間事業者等が 積極的に国土調査法第19条第5項指定を申請でき るように、平成22年度から地籍整備推進調査費補 助金の支援を実施しています。

平成25年度からは制度を拡充し、地方公共団体が補助制度を設けていなくても、国が測量経費の1/3以内を民間事業者等に直接交付することが可能となっています。

実例報告は、その民間事業者等による調査・測量成果に対して直接補助できるように制度を拡充したところの申請報告でした。報告者が平成25年度に関わった補助金制度申請の具体的な作業を、応募申請から補助金の請求までを要約して報告されました。

民間の成果を活用する国土調査法第19条第5項

の制度を、土地家屋調査士の専門性をもって地籍整備の推進ために活用していただきたいと、ご自身の体験をもとに熱く語られました。

報告2

「埼玉県における地籍図の作成について」

報告者 佐藤忠治氏(埼玉土地家屋調査士会)



佐藤忠治氏(埼玉土地家屋調査士会)

明治6年7月に地租改正法が公布され、地価調査をして課税するために明治初年における埼玉県は、 正確な測量、正確な収穫高を把握するためどのよう に対処をしたのか資料をもとに報告されました。

埼玉県域は江戸時代、幕府のお膝元江戸の後背地という地理条件から、軍事的・政治的にも重要な地域で、幕府の直轄領・旗本知行地・諸藩大名領となっていました。これらを支配、領有する代官・旗本・大名の数は多く、県域に領有地を持つ大名だけで16名にのぼり、その支配、領有地は錯綜し、極めて複雑な関係にありました。大政奉還、版籍奉還、廃藩置県、地租改正では、その複雑な行政区域の変遷を経てきました。

また、「根除堀」といった特殊な慣行がありました。「根除堀」とは農地の一部であり、登記簿改正前の表題部には、何番 畑5畝2歩 内29歩 根除堀 という振り合いで記載されています。畑と山林との境界が接しているときに、畑の一部を3尺から6尺くらいの幅で堀を掘り、山林の木の根や、草の蔓、笹の根などが畑に侵入しないようにしたものと

思われ、この「根除堀」は当然に畑の一部ですが、道路等に使用されていたことなどもあり、長年経過した後には境界の争いになることも珍しくないそうです。今回の調査では「内歩、外歩」の区別として内分には「掻揚地」「冷水掘」「根除堀」「井戸敷」等があり、外歩には「水持畔」「畦畔」がありました。さらに地域によって「根除掘」の和紙公図の扱いが大きく異なる等もあり、地籍調査には、地域の慣習を熟知する土地家屋調査士の経験、知見が必要であることを、明治の地租改正の話を通してわかりやすく解説されました。

報告3

「道路内民有地の取扱いに関する諸問題 -実務者からの提言-」

報告者 曽根芳文氏(東京土地家屋調査士会)



曽根芳文氏(東京土地家屋調査士会)

実務者が日常業務の中で接する機会の多い道路内 民有地の問題を、次の3種に分類し、その発生原因、 問題点の洗い出し、解消に向けての提言という流れ で報告されました。

- 1 過去の道路開設や拡幅時に起因するもの
- 2 道路付替時に未登記であったもの
- 3 セットバック部分が未分筆であったもの

過去の道路内民有地問題については、最終的には 取得時効をも視野に入れたアクションプランを行政 と土地家屋調査士が共に策定し実施していくことで あり、現在進行形であるセットバック問題について は、国民の財産の保全、災害対策の観点からも登記 に正しく反映させることであると提言され、これら の諸問題を諸先生方のご助言を頂きながら、より良 い方向に進めていきたいと結ばれました。

報告4

「土地境界立会の諸問題 実務的側面から考える」

報告者 金関圭子氏(岡山県土地家屋調査士会)



金関圭子氏(岡山県土地家屋調査士会)

平成26年に日本土地家屋調査士会連合会において集計した市場調査結果をもとに、一般市民の境界の認識から起こる境界立会の諸問題を、境界紛争の解決・予防に向けて、アドバイザーとしての役割、その実務的な意義について報告がありました。

- 1 土地の境界とは?
- 2 実務的な作業
- 3 実務的な問題
- 4 紛争の予防に向けて
- 5 境界立会の実務的な意義

市場調査は、本人または家族が土地を所有している一般市民500名を対象にネットのモニターアンケートにより実施され、その結果は、実務者にはあらためて一般市民の境界の認識、捉え方を知る興味深いものでした。実務者以外の受講者も多い中、不動産登記法上の境界の概念、実務的な原始筆界の確認作業の中で生じる問題を、報告者の体験による具体的な例をもって紹介された内容は、理解されやすかったのではないかと思います。

そして、一般の人に寄り添えるアドバイザーとなる実務者の役割として、以下の6点をあげました。

- 1 的確な書証、物証を持って原始筆界を判断す る知識と経験
- 2 紛争を未然に防ぐための判断と能力
- 3 境界に関する民事紛争への判断と能力
- 4 物理的、身体的な立会不能を解消するための 判断
- 5 過去の判断例または地域慣習に準拠した公正かつ的確な助言
- 6 当事者適格の判断

市場調査で、ご自分もしくはご家族の土地の境界やその管理に不安はありますか?との質問に、ないとの回答は55.2%。あると答えた方の中には、自分に知識がないのでだまされないか不安、知識のある専門家に頼りたいというニーズがありました。土地の境界立会は、一般的な境界に対する認識、相隣関係の認識の溝を埋めていく地道な作業であり、その作業こそが、紛争を予防する最大のチャンスです。資格者として土地家屋調査士ができることがあるのではないか。これからも土地家屋調査士法を根拠に市民の方に寄り添えることを考えていきたいと締め括られました。

報告5

「地積測量図の用途拡大」

報告者 高柳淳之助氏(埼玉土地家屋調査士会)



高柳淳之助氏(埼玉土地家屋調査士会)

不動産登記規則第77条第1項(地積測量図の内容)に、記録しなければならないと規定されている10項目に、他の専門分野で使ってもらえる要素を加えて「使える測量図」とすることによって、新たな価値を提供するという研究報告でした。すべての図面のベースとなる地積測量図として、互換性を高めてネットワーク効果を持たせていく。すべての境界情報が登載された独り立ちできるような地積測量図を作成する。その用途拡大は「境界に関する文化」を大きく育てていくことに通じていくと結ばれました。

平成22年10月に発足した地籍問題研究会では、毎回テーマを設けて様々な視点・観点から、地籍に関する研究者・実務者による発表がなされてきました。10回目となった本研究会の入場者は、事務局が用意した資料が大幅に不足するほど盛況で、会員の関心度の高さと広がりを感じました。報告者の方々には、時間があればもっと伝えたいことがあるという方が多かったように見受けました。充実の4時間でした。

次回、第11回定例研究会は、下記の会場・日程 で開催される予定です。

日 時 平成26年12月13日(土) 13:00~

場 所 じゅうろくプラザ (岐阜県岐阜市橋本町1-10-11)

テーマ 地理空間情報の導入化と新たな地籍調査制度

愛しき 我が会、我が地元 vol. 08

奈良会

『大和は国のまほろば たたなづく青垣 山こもれる 大和しうるはし』

奈良県土地家屋調査士会 安井 吉信

今回は、大和のくに、奈良会より奈良雅岳会の代表 安井界山(都山流尺八師範)こと安井吉信会員をご紹介いたします。

奈良の観光名所、猿沢の池では桜の花びらが水面に浮かび、柳の枝に新緑の葉が鮮やかな4月13日(日)この池の南にある、ならまちセンターで『2014奈良雅岳会演奏会』が開催されました。

尺八、筝、三絃による合奏は、総勢55名の演奏者によるオーケストラといった感じでした。演奏は古い曲から現代曲まで幅広く、特に東北大震災の復興応援曲として書き下ろされた「花は咲く」は、近代的なメロディーと和楽器が奏でる音色の調和が素晴らしく、まさに「琴線に触れる」とは、このことでしょうか、強く心に響きました。

雅なる旋律に、いにしえの人々を想いながら、しばし心の洗濯をさせていただきました。 それでは、安井会員にお話を伺います。

奈良県土地家屋調査士会 広報部長 瀬野 郁宣

瀬野 尺八を始められたきっかけと、奈良雅岳会の 歴史を教えてください。

安井 兵庫県立高校時代に吹奏楽部でクラリネットやサックスを吹いておりまして、卒業後も地元のフルバンドに加わって演奏活動していました。21歳の時、縁あって奈良の地に住むことになり、これを機に洋楽器を捨てて和楽器に取り組んでみようと決意し、尺八教授所の門をたたいたのが始まりです。しかし、尺八の手ほどきを受けてから4年目に結婚、そして娘の誕生、土地家屋調査士受験、その後、開業準備などで10年ほどブランク。平成元年に再開したときの師匠が、「雅岳会」主宰の橋本岳人山(都山流尺八大師範)でした。平成4年に「雅岳会」の奈良支部として誕生したのが、奈良雅岳会です。家内とともに尺八・筝・三絃を学ぶ人たちのお世話をさせていただいています。

瀬野 今回演奏された箏や三絃は、私が知る、いわゆる琴等と違うようですが、違いを簡単に教えてく ださい。

安井 筝(そう)は奈良時代に中国から伝来してきた もので、邦楽の世界での正式名称ですが近世におい て琴と呼ばれるようになりました、全く同じものです。



出演者全員による演奏風景

また三絃(さんげん)も地歌・筝曲の世界での正称ですが、通称三味線と呼ばれ、沖縄では三線(さんしん)と呼ばれています。ちなみに尺八も奈良時代に日本に入ってきたとされていますが、最も古いものは正倉院の宝物になっています。半音ごとに長さを変えて製作されているので、形は同じですが1尺1寸~2尺4寸と長さの種類はたくさんあります。通常は1尺8寸管を用いて演奏することが多いことから、尺八の語源となったようです。

瀬野 楽器を演奏するには、どのくらいの期間を要しますか?楽器は高価そうですが、いくらしますか? 安井 習得期間はその人の取り組み方にもよります ので一概には言えませんね。また洋楽器・和楽器 にかかわらずこれで完成という頂点がありません。 私なんかは概ね25年もやっていますがまだまだで、 未熟者です。

楽器の値段については様々でしてピンからキリまであります。筝や三絃の価格のことはわかりませんが、尺八は5万円以下の物は演奏会には使えないと言われています。また音も出にくいので、嫌気が差して徐々に練習から遠のいてしまう結果になるようです。ちなみに私は約25年前に1尺8寸管と1尺6寸管の2本を購入しました、かなり値引いてもらって各30万円を支払ったように記憶しています。そこそこの価格で購入すると、気合も入って頑張って練習するようになりますね。

瀬野 苦労されたこと、逆に良かったことは、どんなことですか?

安井 平成18年に受験した師範試験は、苦労をしました。5科目(5種類の曲)の実技試験ですが、この受験のためのレッスンは師匠から非常に厳しい鞭が飛び、泣きたくなる思いの日々でした。しかし苦労の甲斐があり、9月の札幌市試験で首席合格の栄誉をいただき、言葉には言い表せない喜びでした。師匠も家族もたいそう喜んでくれました。都山流では師範になると、「○○山」と雅号を使うことが許されます。私は迷うことなく業務のうえで最も大切であり、また悩まされ続けている「筆界確認」から「界」の文字を採り『界山』と名付け、都山流尺八楽会へ届出たところすんなりと認めていただき、尺八を吹くときの名前として使っております。

もう一つ嬉しかった催しのことを披露させてくださ



三曲合奏曲「八千代獅子」を演奏する安井会員(右はし)

い。平成23年11月に故郷の兵庫県豊岡市但東町において「和楽器によるふるさとのぬくもりコンサート」と称してリサイタルを開催しました。地元町民の方々をはじめ、京阪神から友人知人が駆けつけて来てくださいました。また兵庫県豊岡市内の公嘱協会役員さんのお声かけで、たくさんの土地家屋調査士の方々が聴きに来てくださいまして本当に嬉しかったです。

「ぬくもりとおもてなし」のコンサートとして皆さまに喜んでいただくことができましたことと、演奏に際してはかなり緊張しましたが大変良い勉強になり、貴重な体験になりました。

瀬野 今後の抱負を教えてください。

安井 堂々と、美しい音色で、味のある奏法で、聴いている人に感動していただける演奏をしたい。それが一番の目標です。

瀬野 ありがとうございました、次回の演奏会を楽しみにしています。

そして、今後の安井界山師のご活躍と奈良雅岳会のますますのご発展をお祈り致します。



平成23年10月13日付 神戸新聞



山形会『わが町~湯の浜温泉から~』

公益社団法人山形県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 田中 忍

近年、庄内空港や高速道路網など交通アクセスが整備され、ここ山形県鶴岡市では他県からの観光客が増えています。

東西約43km、南北約56km、面積1.311 m²の庄 内平野の一角は出羽三山を背に海岸線を正面に見据 え、多彩な魅力に囲まれた地域であり、藤沢周平氏 や田沢稲舟氏など多くの文学者や英学者丸谷才一氏 など多くの逸材を世界に輩出している地域でもあり ます。また、庄内藩藩校であった致道館、致道博物 館等々など数多くの歴史的建物が存在するなど文学 の地「鶴岡」として県内では山形市に次ぐ、第2の地 域です。この地は湯野浜、温海、湯田川など多くの 温泉を有し、県内での温泉観光地として旅の癒しの 場としては東北随一を誇ります。最近では世界的に 注目を浴びている慶應義塾大学先端生命科学研究所 を建設するなど、新旧の文化、学術が融合する地域 となっています。

ひなびた温泉街を背に国道112号線をヒョイと跨ぐとそこは全長34kmにわたる砂浜の始まりです。この山形県の庄内砂丘は、一部の文献には「日本三大砂丘」に匹敵するほどの風景であるとの記録もあります。好天など条件さえ整えば地平線の彼方に「ジュッ」と音がするくらいの夕日が映えます。秋田との県境まで伸びるこの海岸線は砂防林の先にくっきりと万年雪を頂いた名峰鳥海山が映えます。夏には「だだちゃ豆」「砂丘メロン」や「刈谷梨」などの農産物、この季節しか味わえないミルクたっぷりなイワガキなどの海産物の宝庫です。また、冬には寒鱈を使ったコラーゲンたっぷりの「どんがら汁」が味わえ

ます。ここが私の生まれ育った自慢の鶴岡市湯野浜 温泉です。

さて、この砂浜から西方に目を向けると加茂港入口の灯台と山裾の間に真っ白い近代風の建物が目に入ります。地上3階、延べ面積4029.40 m²、クラゲの展示数世界一を誇り、ギネスブックにも掲載されている本年3月に新築され、6月にオープンした加茂水族館、通称「クラゲドリーム館」です。その悠然とした姿は海原にあたかも、そこに生きているかの如くです。

この度、鶴岡市(榎本政規市長)と協議が整い、公益社団法人山形県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下、「当協会」という。)と公益社団法人山形県公共嘱託登記司法書士協会が合同で、社会貢献事業の一環として嘱託登記を受託することとなりました。

この登記嘱託は当職が担当することに鶴岡支部で確定したので、市の担当部署との事前打合せや建築確認申請書、検査済書の有無確認など万全の準備をして、現地に赴きました。館内を村上龍男館長(当協会総会時に市民参加講演会で講師を務めていただいた。)の案内で館内をくまなく調査したところ、外観のシンプルさとは異なり、さすがに浮遊している姿と言われるように、曲線を多用しており、なおかつ、「アシカショー」などに対応すべく吹き抜け構造を採用しています。また、今回の目玉としての直径5mもある円形のクラゲ水槽があるなど、当職の経験からは思いもよらぬ構造であり、自身の能力の限界を感じたのでありましたが、さすがに最近の測量ソフトは時代に即した機能を有しているものだと改



水族館から湯野浜温泉街を望む



今泉港からの全景



西側全景

めて感動しました。建物周辺の土地は港、道路など に面しており、その所在地番の特定にも難渋してよ うやく嘱託登記にこぎつけました。この経験は当職 の業務遂行の糧となり、また、当協会の歴史にも残



5mのクラゲ水槽

る一大事業であったと自負しているところです。 是非、この地においでいただき、この偉大なる水 族館「クラゲドリ―ム館」を鑑賞してください。

岩手会 『年々盛り上がりを見せる地元の祭りを紹介します』

岩手県土地家屋調査士会 広報部長 三瓶 伸樹

私の住む一関市は、仙台と盛岡の中間地点、東北 地方のほぼ中心に位置しており岩手県内第二の人 口・面積を擁する市です。また国際プロジェクト で建設される超大型加速器「国際リニアコライダー (ILC) |の最有力候補地となっていて、一関市では 関係自治体と連携し海外研究者向けに市のPRビデ オを作ってインターネットで公開するなど、情報発 信や啓発活動を強化しています。地域活性化のため にもぜひ早期実現を期待したいところです。

国際リニアコライダー (ILC)の研究施設建設予 定地、一関市大東町の祭りを紹介します。

資料によると天下の奇祭と呼ばれている「一関市・ 大東大原水かけ祭り」は、明暦4年(1658)の昔から、 毎年旧正月18日に行われてきました。今日のよう に2月11日(建国記念の日)になったのは、昭和48 年(1973)からです。みちのくの酷寒の季節、裸男 に水を浴びせる行事は一つの驚異であり、それが奇 祭といわれる所以であります。

この祭りは、明暦3年(1657)旧正月18日、江戸 本郷丸山本妙寺(現・豊島区)を火元とする、俗に振 袖火事と呼ばれる大火があり、江戸城天守閣まで焼 失し、江戸の街が壊滅状態となったこの日を厄日と

定め、火防祈願と火防宣伝の二つを兼ねた祭りとし て始まったものと伝えられています。(江戸時代を 通じても最大の火災で、ロンドン、ローマの大火と 並んで「世界三大大火」に数えられている。)

後年、厄払いの意味が加わり、近年では諸願成就 のための参加者も増えています。主に地元では、厄 年の男性が参加しますが、年齢に関係なく体と気持 ちがあれば、男性は誰でも参加できる祭りです。



先頭を切って走る厄男の持つ旗には「火防御祈祷」としたためられ てあり、このことは、昔から一貫して火防祈願の精神が継承され 今日に至っております

祭り自体は午前9時から始まり、水かけが始まる のは午後3時です。



沿道の家の中には軒先に縁起のよさそうなウサギや鶴、馬などの 人形を飾って観客を出迎えてくれるところも有り、眺めていると けっこう癒されます

今の水かけ祭りは、いろいろな催しが同時に開催 されるので、午前9時から午後4時までの歩行者天 国の会場は飽きることはないでしょう。太鼓やよさ こい踊りなどがステージで披露されるし、沿道では 山車や鹿踊りに消防団の梯子乗りなどもあります。 太鼓や鹿踊り(ししおどり)は数団体が出演してくれ るので違いを楽しむこともできます。おそらく一度 で全てを観て回るのは大変だと思います。調べてみ ると鹿踊りは現在の岩手県、宮城県、そして愛媛県 宇和島市周辺で受け継がれている伝統舞踊で、シカ の頭部を模した鹿頭とそれから垂らした布により上 半身を隠し激しく跳びはねて踊るもので、踊り手が 太鼓などで演奏を行うかどうかで大きく2つの系統 に分けられるそうです。祭りで披露されるもののい くつかは行山流で、最も古い流派のようです。何度 か観ていましたが今回初めて知りました。



大しめ縄の奉納行進の様子

裸男(水を掛けられる人)は八幡神社において厄払い、火防祈願、水かけ前の祈祷などを経た後、白木綿の腹巻き、頭には鉢巻、わらじを履いたスタイルで「ワッショイ」と声を上げながら通りに繰り出し、商店街を100メートルずつ5区間に区切り、集団を整えながら走ります。午後3時の打ち上げ花火を合図に「ワォー」とか「ヒェー」とか時折「イタイー!!」という声も聞こえます。はたから見るとちょっと笑える部分もありますがいくら気合を入れようが寒いものは寒いですよね。背中にはマジックで思い思いの願い事を書いている人がけっこういて、なぜかドラえもんの絵を描いている方もいました。

一方、商店街の南側の家々の前では水が満々と入った巨大な水槽や桶が置かれていて、桶を持って待ち構えた観衆が、沿道を駆け抜ける裸男へ清めの冷水をかけます。どちらかというと「ぶっかける」という表現が適当でしょう。かけ終わると次の区間へ…これが5回繰り返されるわけです。その風景はまるでちょっとした集団滝行のようにも見えます。

道路の反対側で見物する方はたまに水が飛んでくるので注意が必要です。かける側も道幅いっぱいに走ってくる一団にかけるので結構濡れたりしますが、それはそれでいい思い出としましょう。濡れては困るという方は合羽や長靴等が必要かもしれません。



1区間走り終わり体勢を整えているところ

最後に「納め水」として円形になり、残った水をかけられ終わりとなります。たっぷりと清めの水をかけられた後は皆さん心も体もスッキリされているご様子でした。いずれにしても、この「奇祭」は、約350年続いています。おそらくこれからもずっと続いていくでしょう。厄除けや願掛けを検討中の方はぜひご一考ください。

8月16日 ~9月15日

REPORT

8月

19日

制度対策本部「制度の将来と研修体系を考える会議」(第4回)

菅原副会長、小野常任理事、鈴木修制度対策本部 員で構成する土地家屋調査士制度のグランドデザ イン、そして研修体系などを考える会議に出席し た。

21日

第6回正副会長会議

各副会長、専務理事、総務部長出席のもと、第3 回常任理事会審議事項及び協議事項の対応につい て協議。11月の公開シンポジウム対応や喫緊の 課題について各部署に指示を行う。

21日、22日

第3回常任理事会

多くの審議・協議事項の中でも、今常任理事会における重点項目は、不動産登記規則第93条不動産調査報告書に関する議論である。全国1万7千会員の日々の業務に直結する内容であるため、各常任理事から積極的かつ前向きな意見が出される。他にも平成26年度第1回全国会長会議の運営や第10回土地家屋調査士特別研修の実施の件、中長期的な財政計画の検討などの案件に関して情報と意識の共有を図る。

26日、27日

第9回国際地籍シンポジウム

韓国・ソウルで開催された国際地籍シンポジウムに加賀谷・菅原・宮嶋副会長、佐藤常任理事、小野常任理事、山谷理事、芦澤理事、古関・戸田・長谷川研究員、粟野岐阜会会員とともに参加。参加国の韓国、台湾の地籍に関する制度は、仕組みの違いはあるが、空間情報、LADMといった流れへの取組みは日本と同様であり、国際地籍学会を継続している意義を改めて感じた。

日調連研究所を中心とした日本からの論文発表者にはお疲れ様でした。

30 ⊟

永美一雄氏 黄綬褒章受章記念祝賀会

鳥取会の永美先生の黄綬褒章受章祝賀会に出席し 祝辞を申し上げる。会員数の少ない鳥取会で永美 さんには長期にわたり役員を務めていただいた が、まだまだご指導いただかなければならない。 気さくで飾らない永美さんの人柄もあり、楽しい 祝賀会であった。

9月

3日

塩崎恭久衆議院議員「塩崎恭久と明日を語る会in 東京」

午前中、岡田副会長とともに、塩崎恭久議員のセミナーに参加。当日は、午後からの内閣改造で大臣就任が取りざたされている渦中のセミナーとあって、会場は300人を超える人で盛況であった。塩崎議員には、自民党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟の幹事長として大変お世話になっており、益々のご活躍を祈念するものである。

3⊟

制度対策本部「政策要望案策定検討チーム会議」 (第3回)

加賀谷・菅原・岡田各副会長とともに、瀬口制度 対策本部員を交え、山野目顧問、安本顧問と政策 要望案策定検討チーム会議に臨む。土地家屋調査 士法第3条、土地家屋調査士法施行規則第29条 の解釈論から実務上の課題等について、学識者と 実務者の立場から議論した。

3 F

野田聖子衆議院議員「野田聖子さんのさらなる飛 躍を期待する会 |

立錐の余地もないほどの大盛会。同郷の人間とし

て誇らしい思いで会場の帝国ホテルを後にする。

4日

福岡会 平成26年度第2回全体研修会

羽田空港から福岡へ移動。福岡県土地家屋調査 士会第2回全体研修会に講師として招かれ出席す る。

日調連が提唱する「境界紛争ゼロ宣言!!」の趣旨を中心に、制度を取り巻く環境、将来的な土地家 屋調査士のあるべき姿、現在の取組み、会員の皆 さんにお願いしたいことなどをお話しさせていた だく。

福岡会でも会員負担の軽減などを考慮され、数か 所の会場へのライブ中継を導入されている。

8日

古屋圭司衆議院議員「衆議院議員古屋圭司政経フォーラム」

古屋圭司議員の政経フォーラムに出席。先日の内閣改造で退任となったが、安倍内閣での国務大臣617日間は最長記録とのこと。国土強靭化計画、拉致問題、交通取締規制改正等々の政策をともに考える機会となった。

10日

週刊文春インタビュー

午前中、文藝春秋社発行の週刊文春へのインタビュー記事掲載のために、元テレビ東京アナウンサーの八塩圭子さんと対談。週刊文春は毎週約50万部の売上を記録する週刊誌で、私自身も新

幹線の車内で目を通すことが多い。10月29日発売号に2014日調連公開シンポジウムの広告とともに掲載される予定である。

10日、11日

第7回正副会長会議

主に、明日、明後日開催の第3回理事会の進行に 関して各副会長に指示。また、各々の担当事項に 関して各副会長から経過報告を受け、今後の対応 策を協議した。

11日、12日

第3回理事会

不動産登記規則第93条不動産調査報告書に関する議論、平成26年度第1回全国会長会議の運営等、その他多くの懸案事項について審議・協議を行う。また、制度対策本部が担当している「業務情報公開」について、中田理事が概要を説明し、岡田担当副会長がその目的、効果等について補足説明したところ、各理事から多彩な視点での意見が出された。

13日

小栗誠之氏 黄綬褒章受章記念祝賀会

栃木会の小栗誠之先生の黄綬褒章受章祝賀会が宇都宮で開催され、出席させていただく。小栗先生は、ご兄弟揃って叙勲と褒章を受章された。ご兄弟ともども土地家屋調査士制度の発展に尽力いただいたことに感謝。

ADR 認定

土地家屋調査士になろう!



広報キャラクター 「地識くん」



「土地の筆界が現地において明らかでな いことを原因とする民事に関する紛争」に おいて、土地家屋調査士が「民間紛争解決 手続(以下「ADR」という。)」の代理関 係業務を行うためには、高度な倫理観、専 門知識、素養が求められ、「信頼性の高い 能力担保」を講じることが代理権付与の条 件となっています。その能力担保のための 措置が、「土地家屋調査士特別研修」です。

日本土地家屋調査士会連合会では、土 地家屋調査士法第3条第2項第1号に定 める研修として、これまで特別研修を9 回実施してきました。その結果、多くの土 地家屋調査士が特別研修を修了し、法務 大臣の認定を受けてADR代理関係業務に おいて、また、ADR手続実施者としても 活躍しています。連合会といたしまして は、複雑化、高度化する社会のニーズに 対応できる土地家屋調査士であるために、 引き続き特別研修を実施してまいります。

ADR認定土地家屋調査士は、一般業務においても、 将来の紛争予防を見据えた業務ができる土地家屋 調査士として、社会的評価を受けています。

- 社会がますます高度化され、複雑化する中で、土 ■ 地家屋調査士の通常業務である境界立会いなどに おいて必要となる民法や民事訴訟法等の基礎的な法律知 識を習得できます。
- 45時間の集中研修で、法律知識のさらなるスキル アップが図れます。
- ▎ 資格者が、プロフェッショナルであることを自ら ■証明していかなければならない時代の中、ADR認 定土地家屋調査士であることは、社会に対してPRする 有効な手段となります。
- ADR代理関係業務の代理人としてのみならず、通常 の業務にも求められる高度な倫理観の習得ができます。
- 共同受任する弁護士とのコラボレイトに必要なス キルを磨きます。

私たち十地家屋調査十は、60年を超える制度の歴史の中で大きな転換点を迎えています。

その一つがADR代理関係業務です。この新しい領域に踏み込むことは、新たな土地家屋調査士像を構築し、これ までになかった業務の扉を開くことにもつながります。特別研修の受講は、時代に即応した土地家屋調査士へのアッ プグレードの絶好のチャンスです。皆様の積極的な受講をお願いします。

特別研修とは

目 的

土地家屋調査士が、土地家屋調査士法第3条第2項第2号による法務大臣の認定を受けて、同条第1項第7号及び第8号に規定する業務(民間紛争解決手続代理関係業務)を行うために必要な能力を取得することを目的としています。

受講対象者

土地家屋調査士会員(会員)及び土地家屋調査士法第4条に定める土地家屋調査士となる資格を有する者(有資格者)です。

受 講 料

新規受講の受講料は、会員は8万円、有資格者は10万円になります。

※法務大臣の認定を受けることができない場合、再考査制度や再受講制度(受講料2~4万円) を適用し、新規受講時よりも安価に受検・受講が可能です。

カリキュラム

土地家屋調査士法施行規則第9条第1号から第3号までに定める基準(民間紛争解決手続における「①主張立証活動」「②代理人としての倫理」「③同代理関係業務を行うのに必要な事項」)に基づき、基礎研修から総合講義まで合計45時間の研修を行い、最後に考査(テスト)があります。

1 基礎研修(17時間):基礎的な視聴研修(DVD視聴)

第9回土地家屋調査士特別研修の講義は下記のとおりでした。

民事訴訟法:山本和彦講師/一橋大学大学院教授 境界確定訴訟の実務:齊木敏文講師/横浜地方裁判所判事

2 グループ研修(15時間):少数人数のグループで討論した上で課題を作成

3 集 合 研 修(10時間):グループ研修で作成した課題に対する弁護士の解説等の講義

4 総合講義(3時間):弁護士による倫理を主体とした講義

5 考 査:代理人として必要な法律知識の習得を確認 (テスト)

第10回特別研修の日程

1 基礎研修: 平成27年2月6日(金)から8日(日)

2 グループ研修:平成27年2月9日(月)から3月12日(木)

3 集 合 研 修: 平成27年3月13日(金)、14日(土)

4 総 合 講 義: 平成27年3月15日(日) **5 考 査**: 平成27年4月4日(土)



特別研修の受講体験者の声

山口会 髙嶋雄一会員 (第8回特別研修受講·平成24年度)

土地家屋調査士試験に合格し、登録の手続の時に特別研修を知り、勉強する習慣がついていた私はすぐに受講する手続を 取りました。しかし、土地家屋調査士業務の経験がなく土地家屋調査士会のこともよく知らず、また新人研修もあり、少し 不安を抱えておりました。

山口会からは6名受講され、基礎研修初日は受講者との会話もなく緊張感の下の研修でしたが、基礎研修を終え、次のグ ループ研修に入ると、受講者の皆との意見の相違等なかなかまとまりがなく苦労しましたが、このグループ研修によって皆 とのコミュニケーションがとれ全員で合格するぞ~!! と言う声が高まり、総合講義へと向かいました。

総合講義では、中国ブロックからたくさんの方が受講されており、また新人研修で出会った仲間もたくさん来ていまし た。弁護士の先生が講師を務められ、受講者皆に意見を発表する機会を与え、いつ指名されるか分からないので気の抜けな い研修が続きましたが、このことにより受講者の顔・名前を覚えることもできて、大変良かったと思います。

また、休憩時間・夜の懇親会等では新人研修で出会った仲間・初めて出会った方とのリラックスした時間もあり、有意義 な時を過ごせました。

特別研修に参加させていただき、この研修で学習し学んだことも私にとっては大変勉強になりましたが、何より一緒に学 んだ仲間ができたことに感謝いたします。

山口会 楠木梨絵会員 (第9回特別研修受講·平成25年度)

思い起こせば、第2回特別研修のとき"これからの土地家屋調査士に絶対必要だ!"と、受講を強く勧めてくれた先輩へ 『乳児を抱えての受講は無理です』とアッサリ断り、数年後の"そろそろどう?"の言葉に『実は妊娠中で開催時期には産 まれています♡』とまたまたお断り、そして今回"基礎研修をいつまで山口で受けられるか…そろそろ厳しいかも、今回は 山口で受けられるけどね☆"のお言葉に『家を度々空けるなんて無理!受けます!』と決心し、土地家屋調査士試験合格か ら15年…錆びついた脳を再び始動させる苦労の日々が始まりました。

基礎研修のDVD視聴は眠くなりそうと心配でしたが、先生方の講義内容はどれも新鮮で、特に民法と境界確定訴訟の実 務はメモをする手が止まりませんでした。

次のグループ研修、我々のグループは、まず各々が研修前日までに課題を解き、研修当日にその解答をひとつのものにし ていくという方法を取りました。本当にこれが正しい答えなのか、グループ全員不安いっぱいのまま集合研修のため広島へ 乗り込みました。

集合研修は、弁護士の先生が受講者全員に質問していくので緊張しっぱなしの3日間でしたが、我々のグループで出して いた解答は先生の解答例とそう大きく違ったものではなく、帰り道、皆で互いの健闘をたたえ合い、お好み焼きとお冷で乾 杯したのは良い思い出です。

特別研修の受講は、民法などの基礎知識を学べるだけでなく、自分がいかに勉強不足であるかに気づくことができる良い 機会となりました。時期が年度末と重なり何かと大変でしたが、得るものは大きく受講して良かったと思っております。

2014 日調連公開シンポジウム 土地境界紛争が起きない社会

境界 紛争

宣言

1 2014年 11月14日金

13:30~17:30

(開場:12:30)

よみうりホール 東京都千代田区有楽町1-11-1



講演①

「日本社会が抱える土地制度の課題」

 \sim 10年後のために境界確定・登記を \sim

公益財団法人東京財団 研究員兼政策プロデューサー 吉原祥子氏

「まちづくりと土地境界問題

~建築基準関係規定の土地の制度設計~

大津市建築主事・滋賀県立大学非常勤講師 戸川勝紀氏

「源さんと熊さん

パネルディスカッション

「土地境界紛争はなぜ起きるのか?・ 土地境界は誰が守るのか?」

同時開催 日本の古地図展

●主催:日本土地家屋調査士会連合会

●後援:法務省、国土交通省、

日本司法支援センター 公益財団法人東京財団、

-般社団法人不動産流通経営協会、 -般財団法人日本ADR協会、地籍問題研究会

お問い合わせ

日本土地家屋調査士会連合会

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館 TEL 03-3292-0050 FAX 03-3292-0059 http://www.chosashi.or.jp/



G空間EXPO2014のお知らせ 地理空間情報科学で未来をつくる

ボンの未来は、オモシロイ。 11/13@14@15@

「G空間EXPO2014」(主催: G空間EXPO2014運営協議会)が、2014年11月 13日(木)から3日間、日本科学未来館(東京・お台場)で開催されます。

国をはじめとして産・学・官が連携して開催する「G空間EXPO」は、地理空間 情報に関連する産業界、学会、国・地方公共団体だけでなく、小学生から大人ま で広く一般市民を対象として、「G空間社会」を知ってもらうためのイベントです。

日本土地家屋調査士会連合会(以下、「日調連」という。)では、11月15日(土) 午前10時30分から講演・シンポジウムの開催を予定しています。



テーマ 「地籍情報の共有化と一元化及び公開の 有用性」(仮)

平成26年11月15日(土) 日時 午前10時30分~午後4時

場所 日本科学未来館 7F イノベーションホール 東京都江東区青海2-3-6

参加費 無料

定 員 約170名(申込み不要) プログラム

1 研究報告(テーマはいずれも仮テーマです) 「不動産登記情報公開システム」

児玉勝平(日調連常任理事)

「地図変更情報の蓄積と利用」

(未定)(株式会社ゼンリン)

「防災関係」

花島誠人氏(独立行政法人防災科学技術研究所 研究員)

[UAV | 西村右文氏(日調連研究所研究員)

2 基調講演

「地籍調査におけるスマート・サーベイ・プロ ジェクト」(仮)

檜山洋平氏(国土交通省土地·建設産業局 地籍整備課課長補佐)

3 パネルディスカッション 「地籍情報の一元化による地図管理及び公開の有用性」(仮) パネリスト

> 川口 保氏(公益社団法人日本測量協会 測量技術センター参事役・管理部長) 花島誠人氏(独立行政法人防災科学技術研究所 研究員)

(未定)(株式会社ゼンリン) 児玉勝平(日調連常任理事)

コーディネーター 佐藤彰宣(日調連広報部長)

アクセスマップ

電車でのアクセス

新交通ゆりかもめ(新橋駅~豊洲駅) 「船の科学館駅」下車、徒歩約5分 「テレコムセンター駅」下車、徒歩約4分 東京臨海高速鉄道りんかい線(新木場駅~大崎駅) 「東京テレポート駅」下車、徒歩約15分



みなさまのご来場をお待ちしています



もしもこんなことが 起こってしまったら?

復元測量の誤りにより設置された工作物の撤去及び再施工費用の請求

土地家屋調査士が復元測量をし、指示した境界点が誤っており、 誤った境界線に布基礎コンクリートが設置されたことが判明した ために、その撤去及び再施工費用を請求された。

誤って設置された工作物の撤去及び再施工費用として、 572,200円の請求を受ける。

お役に立ちます!!

土地家屋調査士賠償責任保険

解決内容

<土地家屋調査士の責任>

原因は土地家屋調査士の復元測量の誤りにあることが確認され、 有責と判断。

<解決方法>

示談。(注:保険会社による「示談交渉のサービス」はありませんが、賠償問題が円満に解決するよう、ご相談しながら進めさせていただきます。)

<保険適用>

572,200円を損害額として認定。



~資料請求はこちらまで~

日本土地家屋調査士会連合会共済会窓口

(有)桐栄サービス 担当:三神

TEL: 03-5282-5166

ち 壇 う さ 俳 ょ

第353回



冒険心

水上陽三

盆ほ

窓枠の無月の位置に団子置く 雨来るといふ稲の花匂ひけり 西瓜畑冒険心の今むかし 星低き旅のホテルの盆踊り 抱く嵩のなき夏掛や今もなほ

> 雨 台

上 風

雑 詠

水上陽三選

地

黒 沢 利

久

東

京

大蜘蛛を夜の公園に放免す杉の木のてっぺん辺り法師蝉 少年 この先の歩幅を定め落葉踏 校庭の一角しんと竹の春 の夏シャツにわが母校の名 む

茨 城 中 原 ひそむ

横臥日 向 さりげなき笑顔もさみし酔芙蓉 起居にもことかく妻や秋立ちぬ 愚痴言はぬ心算が愚痴に冷奴 H 葵の花向き向きに無人駅 々重ね風鈴鳴らぬ日よ

島 田 操

茨

城

秋灯 二人して一つの秋灯分け合うて 縁側に父母の面影夕月夜 秋暑し見舞状書く夜の机 槌を上手に打ちて新走 下丹念に書く命名書 り

喧騒に滲み出でたる虫の声 をつたふそいやそいやの秋祭 線に凭れ しままに朝 0) 月

電

今月の作品から

水上陽三

沢 久

黒 利

この先の歩幅を定め落葉踏

生の寂寥感を覚えるものだ。そんな時自ら 適な処世感が感じられる。 ささかな稚気とともに急かず焦らず悠々自 たのではなかろうか。この先の歩幅に、 頭をかすめる。そんな気持ちで一句を成し の行く末を見つめて心構えのようなものが 空気感とともに、 かさかさと乾いた落葉を踏む音は初冬の 何となく感傷的となり人 *i* ,

中 原 ひそむ

愚痴 言はぬ心算が愚痴に冷奴

奴にさえ揶揄されるのである。 愚痴の繰り返しがいかにも愚痴らしい。 愚痴俳句は好ましく思わないが、 この 冷 句

電子メー

· 닏 : rengokai@chosashi.or.jp

鍋 田 建 治

妻と来て人参かじる川 の宵孫と供花とに囲まれて ほづきや橋 がり石仏群に秋の蝶 の去りて満月中天に 0) 向うは字違ひ 0) 音

ろう。人間米寿を迎えても時に父母を懐か

初秋の夕、月影に浮かんだ父母の幻であ

縁側に父母の面影夕月

夜

しむ一時幻影となって現れたのであろう。

東 京 雅 Þ 女

ほほづきや橋の向こうは字違ひ

にあり得ることである。たまたま赤く熟れた 境として字が区画されていることはごく普通 ほうずきが境界を表示しているかのように。 橋がある以上川なり溝なりあって、 そこを

雅 Þ 女

喧騒に滲み出でたる虫の 声

詞として解釈すれば俳句らしい俳句となる。 み出たような虫の音よ、上五の「に」を対照助 れまでだが、喧騒な世の騒音の中に地から滲 喧騒な虫の音が滲み出たと解釈すればそ

【ご投句方法】

- ◆所属の土地家屋調査士会名
- ◆俳号
- ◆俳句(一口3~5句程度)

せください。 以上をお書きの上、下記の方法にてお寄

郵便:〒1010061 日本土地家屋調査士会連合会 東京都千代田区 三崎町一丁目2番10号

FAX...03-3292-0059

田

建

治

島

田

操

神奈川会

「三浦半島にアルプス?」

横浜中支部広報員 川又 康司



『神調報』第422号

「これは面白い。」3年ほど前の真夏の炎天下、急斜面(実はそれほどでもないのですが)を樹木に括りつけられた頼りないロープにしがみつきながら登りきって、滴る汗を拭いながらも、少し大げさですが感動しておりました。

本欄では皆様がいかに健康に気を使われているかが伺われる記事をよく拝見しますが、私も半分は健康のため、もう半分は事後のビール堪能のために、ハイキング程度ですが山歩きを楽しんでおります。

三浦半島の付け根付近、逗子市・ 葉山町・横須賀市にまたがる丘陵 地帯に、一部で「三浦アルプス」と呼ばれているハイキングコースが あります。ご近所の方にとっては、 あります。ご近所の方にとっては、 が、それまで鎌倉方面の寺社めで りを兼ねた観光気分のハイキング や大楠山周辺の整備されたルート しか知らなかった者にとって、目 からうろこ、市街地近郊にこれば どハードでタフな自然が残って とを初めて知りました。

主要なルートはそれなりに整備されているのですが、地図(ネット上にはハイキングコースが記載されたものがアップされています)をご覧頂ければわかると思い

ますが、そこから枝分かれした ルートが縦横に走っており、中に は正に獣道としか思われないよう な藪こぎ必至の道もあるのです。 森戸川の渓流沿いの穏やかな小道 から冒頭の「崖登り」まで、コース のバリエーションが豊富なのがな んといっても魅力で、何度行って も飽きることがありません。コー ス上には馬頭観音があったりし て、が荷として連れて来られていた のかと考えさせられたりもしま す。

ところで近年のランニングブー ム、特に山野を走るトレイルラン ニングのブームの波がこの地域に も押し寄せているようで、メイン のルートでは頻繁にランナーにお 会いします。未整備で木にしがみ つきながらよじ登るようなルート ではさすがに見かけませんが、最 近気になりだしたことがありま す。普通に歩いていれば滑りそう もない斜面沿いの道で、「ズルー」 と大きな靴の滑り跡が付いている 箇所をあちこちで見かけるので す。言葉は悪いですがこれはどう も彼ら彼女らランナーの仕業と思 われるのです。まさに山を荒らし ていると言わざるをえないでしょ う。先日登山口近辺で「山を走ら ないで という張り紙を見かけま した。それには昨今巷で言われて いるランナーと一般ハイカーとの トラブルのことではなくて、先ほ どの件、山を走ることによって山 道が傷む・壊れるのを憂慮してい るとの説明がありました。ハイ カーとランナーの共存や自然保護 など難しい問題ですね。これから の季節、蜘蛛の巣や毛虫の類が増 えてきますのでそれらが苦手の方 にはお勧めしませんが、どのルー トも鉄道駅からの徒歩圏内ですの で、杭入れとは違う汗をかきに半 日お出かけになってはいかがで しょうか。

「地面のボタンのなぞ」のご活用について

日本土地家屋調査士会連合会で企画し、本年3月22日にBSジャパンで放映された「地面のボタンのなぞ」が札幌法務局主催の「法務局ー日探検会」の昼休み中に流されました。

この催しは、平成26年7月28日、29日の2日間、札幌法務局において夏休み中の小学校5、6年生を対象とした札幌法務局自由研究プロジェクトであり、抽選で選ばれた100名の小学生と保護者が参加しました。

「法務局一日探検会」は、法務局の仕事を通して「登記」「戸籍」「人権」に楽しく触れることを目的としており、プログラムの中には「距離を測って土地の面積を計算してみよう!」という土地家屋調査士に身近なものもあり、札幌法務局の広い講堂を利用してトータルステーションによる距離の測定を行うなど、子供たちは担当登記官に操作を教わりながら楽しそうにミラーを覗いていました。

この後のお昼休みに「地面のボタンのなぞ」が流され、昼食を採りながら興味津々の様子で観ていました。

今回は、札幌法務局からの要請により「地面のボタンのなぞ」の映像が利用されましたが、これからも機会を見つけてどんどん利用していただけるよう関係各所に働きかけていきたいと思います。

広報部長 佐藤彰宣(札幌会)





会 務 日 誌 8月16日~9月15日

8月

19 E

制度対策本部「制度の将来と研修体系を考える 会議」(第4回)

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士制度の未来への方向性の指針について
- 2 土地家屋調査士研修体系の在り方について
- 3 協議成果の取りまとめについて

21日

第6回正副会長会議

<協議事項>

1 平成26年度第3回常任理事会審議事項及び 協議事項の対応について

21日~22日

第3回常任理事会

<審議事項>

1 平成27年春の叙勲及び褒章受章候補者の推 薦について

<協議事項>

1 平成26年度第1回全国会長会議の運営等について

- 2 「特別の法律により設立される民間法人の 運営に関する指導監督基準」に基づく是正 要請への対応について
- 3 連合会諸規程の一部改正(案)について
- 4 平成27年度における日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会の開催について
- 5 賠償責任保険における被害者治療費等補償 特約の周知について
- 6 中長期的な財政計画の検討について
- 7 不動産登記規則第93条不動産調査報告書の 様式改定について
- 8 第10回土地家屋調査士特別研修の実施について
- 9 土地家屋調査士専門職能継続学習の履歴の管理と公開について
- 10 平成26年度のメディアを利用した広報活動 について
- 11 大都市における地図整備作業の説明会開催 について
- 12 日調連主催「実務講座」~土地境界実務~の 内容と運営について

第3回常任理事会業務監査

25日~26日

第2回技術センター会議(技術・データ部門) <協議議題>

1 会員の実務に役立つ重ね図の普及について

29日

第4回業務情報公開システムに関するPT <協議議題>

- 1 会報原稿の作成について(業務情報公開シ ステムに係る社会の動向)
- 2 説明資料の作成について
- 3 土地家屋調査士の取り扱う個人情報の保護 について

第4回社会事業部会(電子会議) <議題>

- 1 公共・公益に係る事業の推進に係る事項について
- 2 土地家屋調査士関連業務の拡大について
- 3 大都市における登記所備付地図作成作業に 関する説明会について

9月

1日

第2回研究テーマ「筆界判断整合」会議 <議題>

1 研究テーマ「筆界の判断基準と民法上の判 断の整合の研究」の取りまとめについて

2~3日

第3回会員必携見直しWG会議 <協議事項>

1 「会員必携」の修正について

3日

制度対策本部「政策要望案策定」検討チーム会議 <協議事項>

1 土地家屋調査士法の改正について

4日

第4回シンポジウム実行委員会 <協議事項>

- 1 パネルディスカッションについて
- 2 寸劇について
- 3 境界紛争ゼロ宣言(案)について
- 4 古地図展について
- 5 シンポジウムの予算について
- 6 今後の日程とシンポジウム前日、当日の受持ちと配置関係
- 7 チラシのデザイン等について
- 8 ホームページ公開準備について
- 9 週刊文春インタビュー記事について

4~5日

第5回業務部会

<協議議題>

- 1 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡について
- 2 筆界特定制度に関する事項について
- 3 登記測量に関する事項について
- 4 土地家屋調査士調査・測量実施要領の改訂 について
- 5 不動産登記規則第93条不動産調査報告書の 改定について
- 6 法務局実地調査補助について
- 7 新市場対応対策について

8日

第2回編集会議

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士会の実施する事業等についての紹介について
- 2 「事務所運営に必要な知識」について
- 3 10月号の編集状況について
- 4 11月号から1月号の掲載記事について

10日~11日

第7回正副会長会議

<協議事項>

- 1 平成26年度第1回全国会長会議におけるグループ討論のテーマについて
- 2 平成26年度第3回理事会審議事項及び協議 事項の対応について
- 3 「特別の法律により設立される民間法人の 運営に関する指導監督基準」に基づく是正 要請への対応について
- 4 FIG2015ブルガリアの参加方針について

11日~12日

第3回理事会

<審議事項>

- 1 平成27年春の叙勲及び褒章受章候補者の推 薦について
- 2 連合会諸規程の一部改正(案)について
- 3 第10回土地家屋調査士特別研修の実施について

<協議事項>

- 1 平成26年度第1回全国会長会議の運営等について
- 2 「特別の法律により設立される民間法人の 運営に関する指導監督基準」に基づく是正 要請への対応について
- 3 不動産登記規則第93条不動産調査報告書の 様式改定について
- 4 平成26年度のメディアを利用した広報活動 について
- 5 日調連主催「実務講座」~土地境界実務~の 内容と運営について

第3回理事会業務監査

国民年金基金から

国民年金基金に加入しました!

土地家屋調査士補助者一年生 岡田 倫和

私は、今年の三月まで地元の大学で学ぶ学生でした。卒業後の進路として、いろいろと考えた結果、家業である土地家屋調査士事務所で働くことに決めました。家業とはいえ、父親が始めた小さな事務所です。幼いころは面白がって測量についていったり、コピー取りの手伝いをしていましたが、土地家屋調査士が何をする職業なのか、どんな形で人様のお役に立つ仕事なのか、はっきりとは知りもせず今日まで過ごしてきました。

そんな漠然とした気持ちで四月から補助者登録を して働き始めると、学生の頃はそれほど真剣に考え ることもなかった「年金」とか「健康保険」の情報に触 れることとなります。

学生の頃から二十歳になったら国民年金に加入できることは知っていて、実際に自分自身はなんとなく加入し、年金手帳も取得していました。さらに、日本人の常識として「国民年金基金」の存在は知っていましたし、テレビCMでも目にしたことはありました。そして、事務所に毎月送られてくる会報誌「土地家屋調査士」を眺めていたら、職能型基金として「土地家屋調査士国民年金基金」の存在を知ることとなり、検討してみようと考えた次第です。

新聞や様々な媒体から入手する情報によると、日本の年金は現在、生産年齢人口の三人で一人の高齢者を扶養しているのだそうですが、少子高齢化が恐ろしい勢いで進み、遠からず二人で一人の高齢者を扶養する時代がやって来るらしいとのこと。あるいは、年金の受給開始年齢の引き上げを検討する時代も可能性としては有りうるらしい。さらに将来は、高齢者に対する年金給付額を下げることも予測されるらしいといった、今の若者層にはマイナス感いっぱいの予測情報が多くて先行きの不安が募るばかりです。

しかしまた、自営業の人々の老後が国民年金だけ では心もとないのも現実で、老後の備えとして色々 と対策を講じる必要があるようです。



そして私は、安全性とリスクを考えて「国民年金 基金」が無難だと思い、今回の加入に至りました。

「土地家屋調査士国民年金基金」の更なる安定した 運営には、土地家屋調査士業界を担う多くの若い世 代がたくさん加入することが重要です。私の年齢か らいくと、現在の制度では年金受給なんて四十年近 くも先の話ですが、四十年なんて「FIFA ワールド カップ」を十回応援したらやって来ます。「がんば れ!日本」とオリンピック、パラリンピックで十大 会叫んだら四十年です。かといっても、四十年もの 間には、社会の情勢も世の中の価値観も変わるはず です。社会の変化を敏感に読みながら、「土地家屋 調査士国民年金基金」により多くの皆さんが加入し て、支え合うことができればいいなと思います。も ちろん、私個人の目標は、一日も早く事務所の戦力 となり、一年でも早く土地家屋調査士試験に合格し、 世間の皆様のお役に立てる土地家屋調査士になるこ とに変わりはありません。



■賞品

東京ディズニーリゾート® パーク1デーチケット(ペア) 毎月2組4名様計10組20名様 ▶東京ディズニーランド®、東京ディズニーシー®のどちらかのパークを1日楽しめるチケットです。

- 応募対象者
 - ① 期間中に新規に国民年金基金にご加入頂き、初回掛金納付の確認が出来た方
 - ② 加入勧奨キャンペーンの利用が無い方
 - 上記2つの条件を満たしている方は、自動的に応募の対象となります。

増口キャッシュバックキャンペーン

キャンペーン その2

キャッシュバックキャンペーンについて

土地家屋調査士国民年金基金では、平成26年4月1日~平成27年3月31日まで、増口キャンペーンを実施中です。

現在当基金にご加入の方で、平成27年3月末までに増口をされた場合

● 5千円以上1万円未満の増口の場合3,000円

● 1万円以上2万円未満の増口の場合5,000円

● 2万円以上の増口の場合7,000円

●とハバスエッル自口ック物

上記の賞品をプレゼント!!

(※1年間に複数回ご増口頂いた場合でも、キャンベーンはお一人様初回の1回限り有効です)

●賞品は増口された掛金の納入確認後、掛金引落口座にお振込み致します。

(振込予定日:増口申出月の2か月後の末日)

お問合せ先:0120-145-040



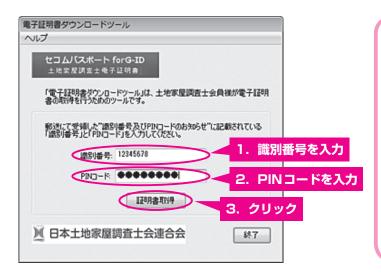
セコムトラストシステムズ株式会社が運営する「セコムパスポート for G-ID認証サービス」(以下「新認証局」という。)が発行する電子証明 書は、電子ファイルです。

当該電子ファイルは、専用のダウンロードツールを利用して、お手 持ちのパソコンにダウンロードしていただく必要があります。

以下、ダウンロードの手順の概要について、説明します。

- 1 連合会ホームページ「会員の広場」から、ダウンロードツールを取得してく ださい。
- ※ ダウンロード方法の詳細を記載したマニュアルもご用意しておりますので、 ご覧ください。





- 2 1でダウンロードした電子証明書ダウ ンロードツールを使って、電子証明書を 取得してください。
- ※ 電子証明書のダウンロードには、本人 限定受取郵便に同封の「セコムパスポー ト for G-ID 土地家屋調査士電子証明 書識別番号及びPINコードのお知らせし に記載されている識別番号及びPINコー ドの入力が必要です。
- ※ 電子証明書は、ダウンロード開始から 1時間を経過すると再度ダウンロードで きなくなります。
- 3 ダウンロードした電子証明書は、すぐにご利用いただけます。
- ※ PDFへの署名には環境設定が必要となります。詳細は、「登記・供託オンライン申請システム」ホー ムページに掲載されている「PDF署名プラグイン操作説明書」をご覧ください。

ご注意!

- 1 新認証局から本人限定受取郵便を受け取りましたら、必ず速やかに電子証明書をダウ <u>ンロード</u>してください。
- 2 電子証明書をダウンロードしましたら、電子証明書の記載事項を確認の上、同封の受 領書に記載の「ダウンロード及び受領書返送期限」までに受領書を日本土地家屋調査士会 連合会までご返送又はご持参ください。
- 3 期限までに受領書が連合会に送付されない場合は、電子証明書が取消され、利用でき なくなる場合がございます。また、**ダウンロードを実施せずに「受領書」をご返送いただ** いても、一定期間経過後に電子証明書は削除されますので、ご注意ください。

セコムバスボート for G-ID 土地家屋調査土電子証明書を用いた オンライン等記申書に必要は環境設定について



詳細の手順書などにつきましては、連合会ホームページ「会員の広場」の「オンライン登記申請関係」に掲載しておりますので、ご参照ください。

- 1 コントロールパネルの「プログラムと機能」において、連合会が提供していた次のツール類をアンインストールする。
 - (1) ICカードドライバ(日本土地家屋調査士会連合会向けICカードドライバ(Standard-9M))
 - (2) 電子署名プラグインソフト(SignedPDF)
 - (3) XML署名ツール(XMLインストーラ)
 - (4) ICカード検証ツール(ICカード検証ツール Setup)
 - ※ 括弧内は、「プログラムと機能」において表示される名称です。
 - ※ 当該手順は、(1) ~ (4)のツール類をインストールしていない、又は、既にアンインストール している場合においては、必要ありません。
- ※ ICカードドライバをアンインストールすると、連合会特定認証局が発行した電子証明書(ICカード)が利用できなくなります。
- 2 「登記・供託オンライン申請システム 登記ねっと・供託ねっと」から、「申請用総合ソフト」をインストールする。
 - ※ 当該ソフトのご利用に当たっては、ご利用のパソコンに、Microsoft社の.NET Framework4 又は.NET Framework4.5がインストールされている必要があります。
 - ※ 当該ソフトを既にインストールされている場合は、必要ありません。
 - ※ 詳しくは、「登記・供託オンライン申請システム 登記ねっと・供託ねっと」 (http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/)をご確認ください。

添付情報に電子署名をしない場合は、ここで終了です。



- 3 図面以外の添付情報(PDF)に電子署名をする場合
 - 「登記・供託オンライン申請システム 登記ねっと・供託ねっと」から、「PDF署名プラグイン」をダウンロードし、インストールする。
 - 委任状や不動産登記規則第93条不動産調査報告書等に電子署名を行う場合に設定してください。
 - ※ 当該ソフトを既にインストールされている場合は、必要ありません。
 - ※ 詳しくは、「登記・供託オンライン申請システム 登記ねっと・供託ねっと」 (http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/)をご確認ください。
 - ※ 平成27年2月まで連合会特定認証局が発行した電子証明書(ICカード)を併用する場合は、当該 手順の後に、ICカードドライバをインストールしてください。
- 4 図面ファイル(XML、TIFF)に署名をする場合 連合会ホームページ「会員の広場」から、「XML署名ツール」をダウンロードし、解凍する。 地積測量図や建物図面等に電子署名を行う場合に設定してください。

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成26年8月 1日付 埼玉 2563 大谷 和孝 埼玉 2564 野城 恵浩 埼玉 2565 髙栁 雅之 埼玉 2566 達脇 清将 **茨城** 1438 石井 広子 大阪 3225 半ノ 宏一 大阪 3226 十川 耕大 868 内海 秀世 京都 兵庫 2444 野中 愼二 広島 1854 水落 聡 福岡 2258 村中 元気 佐賀 550 山下 勝司 宮城 1017 松本 茂樹 福島 1470 吉田 和広 平成26年8月11日付 東京 7857 花岡 卓也 千葉 2152 森田 和雄 山口 956 吾郷 達也 福岡 2259 古川 裕幸 平成26年8月20日付 東京 7858 古屋 神奈川 2985 鈴木 克典 健 静岡 1758 青田 剛仁 沖縄 490 半嶺 当徹

登録取消し者は次のとおりです。

平成26年6月15日付 愛知 1854 近藤不二夫 平成26年6月28日付 岡山 1318 吉川 清文 平成26年7月 1日付 三重 463 中川 宏 平成26年7月 6日付 大分 129 大久保文夫 平成26年7月19日付 熊本 1006 吉田 正典 平成26年8月 1日付 鹿児島 1008 榮蘭 鳥取 430 田中 睦朗 充 平成26年8月11日付 愛知 2264 田中 啓二 長崎 559 松井 敏明 鹿児島 953 山浦 國弘 山形 860 齋藤 和義 平成26年8月20日付 埼玉 2476 細井あづさ 札幌 1163 平井 孝委 香川 423 香西 昇

ADR 認定土地家屋調査士登録者は 次のとおりです。

平成26年8月 1日付 神奈川 2946 片山 茨城 1346 和田 昭 平成26年8月11日付 東京 7322 小森 茂雄 埼玉 2555 木村 葉廉 茨城 1341 安田 平成26年8月20日付 東京 7232 和泉 壽夫 茨城 1419 海老原光和 茨城 1420 黒沢 善恒 静岡 1670 澤登 均

特定認証業務の民間認証局への移行に伴う 電子証明書の発行について

連合会では、現認証局が行っている電子証明書の発行業務を、「電子署名及び認証業務に関する法律」における認定を受けた民間の認定認証事業者であるセコムトラストシステムズ株式会社に委託することとし、同社が運営する「セコムパスポート for G-ID 認証サービス」(以下「新認証局」という。)から電子証明書の発行を開始する手続を進めておりますので、今後の予定についてお知らせいたします。

1 現認証局で発行した電子証明書の利用可能 期間

2015年(平成27年) 2月下旬をもって、現認証局において発行したすべての電子証明書を失効します。失効手続後は、電子証明書の有効期限に関わらず、すべてのICカードの利用ができなくなります。

2 新認証局が発行する電子証明書の利用申込み

(1) 利用申込書の送付対象

本年1月1日以降に、1日でも現認証局が発行した有効な電子証明書を保有されていた会員につきましては、新認証局が発行する電子証明書の利用申込書を連合会から9月5日に郵送しています。

(2) 利用申込書送付を希望する会員

現認証局において、電子証明書を保有されたことがない会員及び電子証明書の有効期限が昨年12月31日以前のものを保有されている会員につきましては、利用申込書送付希望が必要になります。利用申込書送付希望の方法につきましては、連合会ホームページをご覧ください。

3 新認証局における電子証明書の発行

(1) 必要書類等

電子証明書の発行には、①利用申込書※、② 公文書(住民票の写し・印鑑登録証明書)、③発行 負担金(領収書のコピー等)、④戸籍謄(抄)本(職 名等を登録している会員)が必要です。

※連合会において、土地家屋調査士名簿の情報

から、氏名や住所等の必要事項をあらかじめ印字した利用申込書を送付します。その利用申込書の記載事項と必要書類となる公文書の記載内容が一致していることが、電子証明書を発行する条件の一つとされていますので、氏名や住所に変更がある場合は、土地家屋調査士名簿に係る登録事項変更の手続を行っていただくことが必要になります。

(2) 利用申込みの受付開始

利用申込書の送付開始をもって利用申込書の受付の開始となります。

連合会では、送付された必要書類等の確認を行い、不備のある場合は、適正なものになるようその対応を行いますので、なるべく早期にお申込みいただきますよう、ご協力をお願いします。

(3) 発行開始

本年10月14日から電子証明書の発行を開始する予定としていますが、日々に発行できる枚数には限りがあります。発行に必要な書類が調っていることの確認ができた会員から、保有するICカードの残存する有効期限を考慮し、発行することとしております。

(4) 発行負担金

電子証明書の発行に係る負担金は10,000円(税込)です。ただし、現認証局において発行した電子証明書の有効期限の残存期間に応じて、最初に発行する電子証明書に限り、次のとおりとします。

日調連特定認証局において発行した 電子証明書の有効期限が該当する区分	発行負担金
2018/10/16 ~	1,000円
2018/ 4/16 ~ 2018/10/15	2,000円
2017/10/16 ~ 2018/ 4/15	3,000円
2017/ 4/16 ~ 2017/10/15	4,000円
2016/10/16 ~ 2017/ 4/15	5,000円
2016/ 4/16 ~ 2016/10/15	6,000円
2015/10/16 ~ 2016/ 4/15	7,000円
2015/ 4/16 ~ 2015/10/15	8,000円
2014/10/16 ~ 2015/ 4/15	9,000円
$\sim 2014/10/15$	10,000円

[※]この金額は、2016年(平成28年) 3月31日(消印有効) までに連合会に到着した電子証明書利用申込書につ いて適用します。

(注)電子証明書の発行や失効(取消)の手続は、「電 子署名及び認証業務に関する法律」や同法律に 基づく規則等に則って手続を行わなければな らないことから、会員各位にお手数をおかけ することもありますので、この旨ご理解、ご 協力をお願いいたします。

移行スケジュール

タリント		- <i>/\</i>																		
	2014(H26)年度														2015年(H27)年度					
	8月 9月 10			0月 11月		12月		1月 2月			3月		4月		5月		6月			
現認証局																				
	電子記	证明書発行	期間																	
										*:	失交	为2,	2月下旬							
											7	₹閉	局	3/1	5					
新認証局																				
		★利用	申込	.書発	送•	審查	開始	<u> </u>												
				電子証明書発行開始																
			<u> </u>	★ 10/	′14·	~予	定													
				・ルプ				ンロ	<u> - </u>	等	1=	関す	-る							
			★ 1	0/1開	開始	予定								*	4/3	0終	了	予定		

[※]平成26年第2回理事会決議により定められたものです。

土地家屋調査士新人研修開催公告

平成26年度土地家屋調査士新人研修を下記のとおり開催いたします。

四国ブロック協議会

記 -

開催日時 平成27年1月30日(金)午後1時開始

平成27年2月 1日(日)午後4時終了

開 催 場 所 高知県高知市越前町2丁目7番11号

「高知県土地家屋調査士会館」 電話 088-825-3132

申 込 手 続 受付期間 平成26年12月10日(水)~平成26年12月24日(水)

申 込 先 所属する土地家屋調査士会事務局

受講対象者 開催日において登録後1年に満たない会員及び未受講の会員

なお、上記以外にも受講を認める場合がありますので、申込

先までお問い合わせください。

編集後記

「人生を豊かにする彩り | vol.15

色の話を色々としてきましたが、最初にあなたが [vol.1]を見られたとき、12色かなと思われましたか。 [vol.13] のときには、やっぱり24色かなと思われましたか。どちらも裏切ってしまいましたが、カラーセラピーではこの14色が色の基本であるらしいのです。

もちろん、世界はもっとたくさんの色で溢れています。 そしてそれぞれの色が固有の波長を持ち、心や体に大き な影響を与えています。そして、古代から現代まで色は 共通の感覚として生活や文化に関わってきました。

「カラー」という言葉には、「色」や「彩り」の他に「個性」などの自己表現を示す意味もあります。人間「形」は英語で【Human】と書きますが、分解すると【Hue-man】となり、【Hue】はドイツ語で色を表し、色相学で「色相」を表します。つまり、【Human】とは「色(個性)を持つ人間の」ということになります。それぞれに個性があり、自分らしい色を持ち合わせているのが「人間」という意味もあるのでしょう。

もし、世界がただ一色、例えば青一色だったならと 考えてみましょう。そこは黒一色の世界との違いを何 ら発見することはできないでしょう。そこにはもう青色も黒色も色そのものも存在していないのと同じだといえそうです。そう、他の色とともにあってこそ青なのです。赤も、緑もまた然り、他の色を引き立たせることによってのみ、その存在が認められるのです。

このことは人間社会に置き換えても同じことがいえ そうです。自分を大切に思うなら、先ず他者を敬い、 尊重することから始めませんか。自分を主張する前に 相手の心の声を聴いてみませんか。

同じように人間の一生にも置き換えられそうです。 青い一日もあれば、赤い一日もあるでしょう。だから 人生は楽しいのだ、と考えられたら争い事もなくなっ ていくのかもしれませんね。どうぞ、いろんな色(人間) と交わって人生を豊かなものとしてください。

さて、「心の声を聴く。」ために、次回からは「人生を 豊かにするコミュニケーション」について考えてみたい と思っています。

(色彩効果については、友人であるカラーセラピスト 上野氏にご助言をいただきました。)

広報部次長 金子正俊(大阪会)

土地家屋調査士

発行者 会長 林 千年

発行所 日本土地家屋調査士会連合会®

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話:03-3292-0050 FAX:03-3292-0059

URL: http://www.chosashi.or.jp E-mail:rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社

毎月1回15日発行

定価 1部 100円 1年分 1,200円

送料 (1年分) 1,008円 (土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)